

財団法人暹羅協會々報

第四號

昭和十一年十月



昭和十一年十月

財團法人
暹羅協會 々報 第四號

財團法人
暹羅協會

財人 違羅協會々報 第四號 目次

違羅新聞の論調報告

○新任外務參議ルアンブラディットの違羅對外政策に關する聲明.....一

○三月十日盤谷タイムス掲載ブランディット談話.....二

新嘉坡ストレイトエコー記事轉載.....三

新嘉坡ストレイトタイムス記事轉載.....五

資料欄

○錫限產協定更新問題.....八

○錫制限協定に對する各國の使命と違羅礦山局の態度.....十

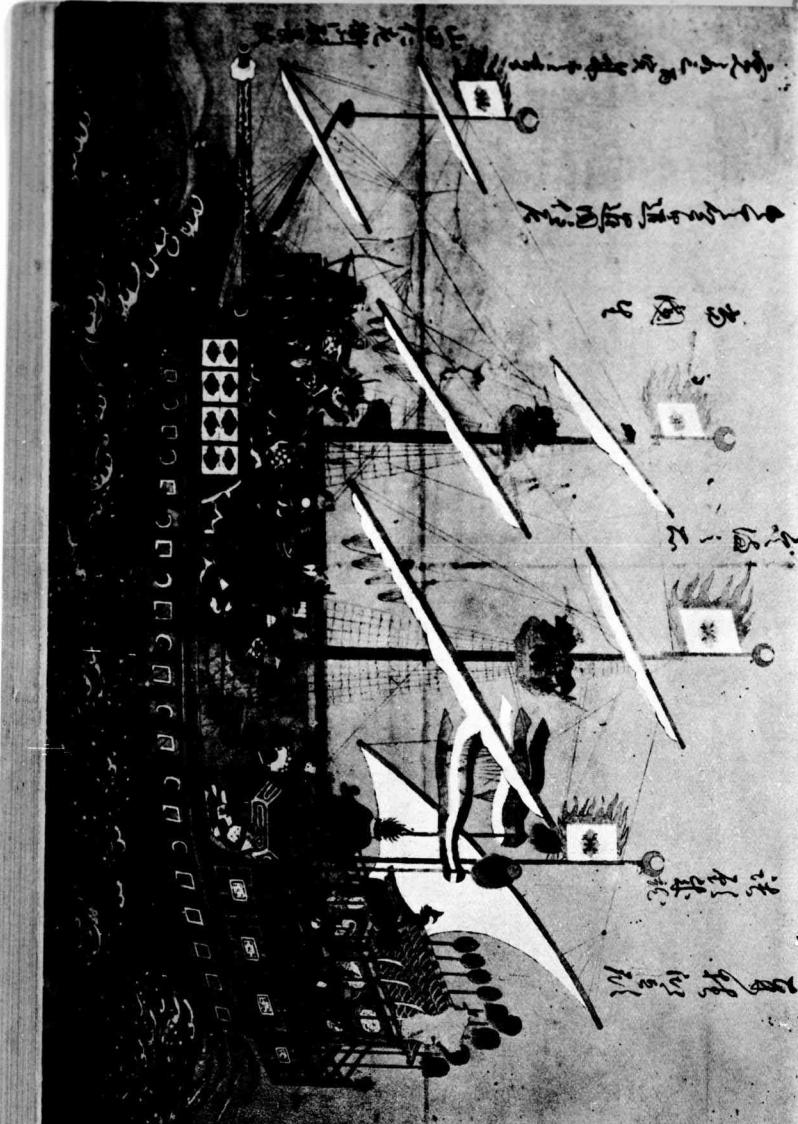
○違羅に於ける錫の生產狀況.....十四

○違羅に於けるチーク材の生產狀況と森林政策.....三

○違羅佛曆二四七九年度豫算.....六

○最近違羅の對玖馬・蘭印貿易に就いて.....五

- 盤谷に於て暹羅人に日本語教授の事業 八九
- 國際學友會館狀況報告 六四
- 帝國軍艦夕張の訪暹 六七
- 獨裁制採用の風説 六九
- 暹支經濟提携 六九
- 暹羅國革命四週年記念行事 六九
- 暹羅協會主催訪暹經濟使節團歸朝歡迎午餐會 八五
- 暹羅協會主催石船兩氏送迎午餐會 八五
- 秩父宮殿下在暹國日暹協會名譽總裁を御承諾遊ばさる 茲
- 在暹日暹協會々長ビヤスリチカンバンチヨン氏より本協會總裁秩父宮殿下へ銀製貢入獻上 茲
- 在暹日暹協會總裁アテット殿下より本協會總裁秩父宮殿下へ銀製貢入御寄贈 茲
- 暹國攝政首座アテット殿下を本協會名譽總裁に推戴交渉 九一
- 暹羅海軍油槽艦竣工 一〇〇
- 暹羅海軍練習艦進水式舉行 一〇一
- 橫濱正金銀行盤谷出張所開設 一〇一
- 盤谷に日本人納骨堂出來上る 一〇一
- 日暹兩國間に國際電話開通 一〇三
- 暹羅學生會館の開館 一〇三
- 暹羅陸軍留學將校の去來 一〇四
- 船橋中學校に於ける日暹合同陸上運動會 一〇四
- 盤谷「ネーション」紙主筆「クラーク」氏送別宴 一〇五
- 協會理事會 一〇六
- 會員入會者退會者 一〇四
- 暹羅研究資料の備付 一〇七
- 新任石射駐公使の着盤 一〇八
- 會員動靜 一〇七
- 會員計報 一〇九



國文

本篇繪圖は山田長政が寛永年間に通羅に在て各國を極めたる頃、其日常生活の感覚を揮して出来たものなるは言ふ迄もない。(本脇所蔵)

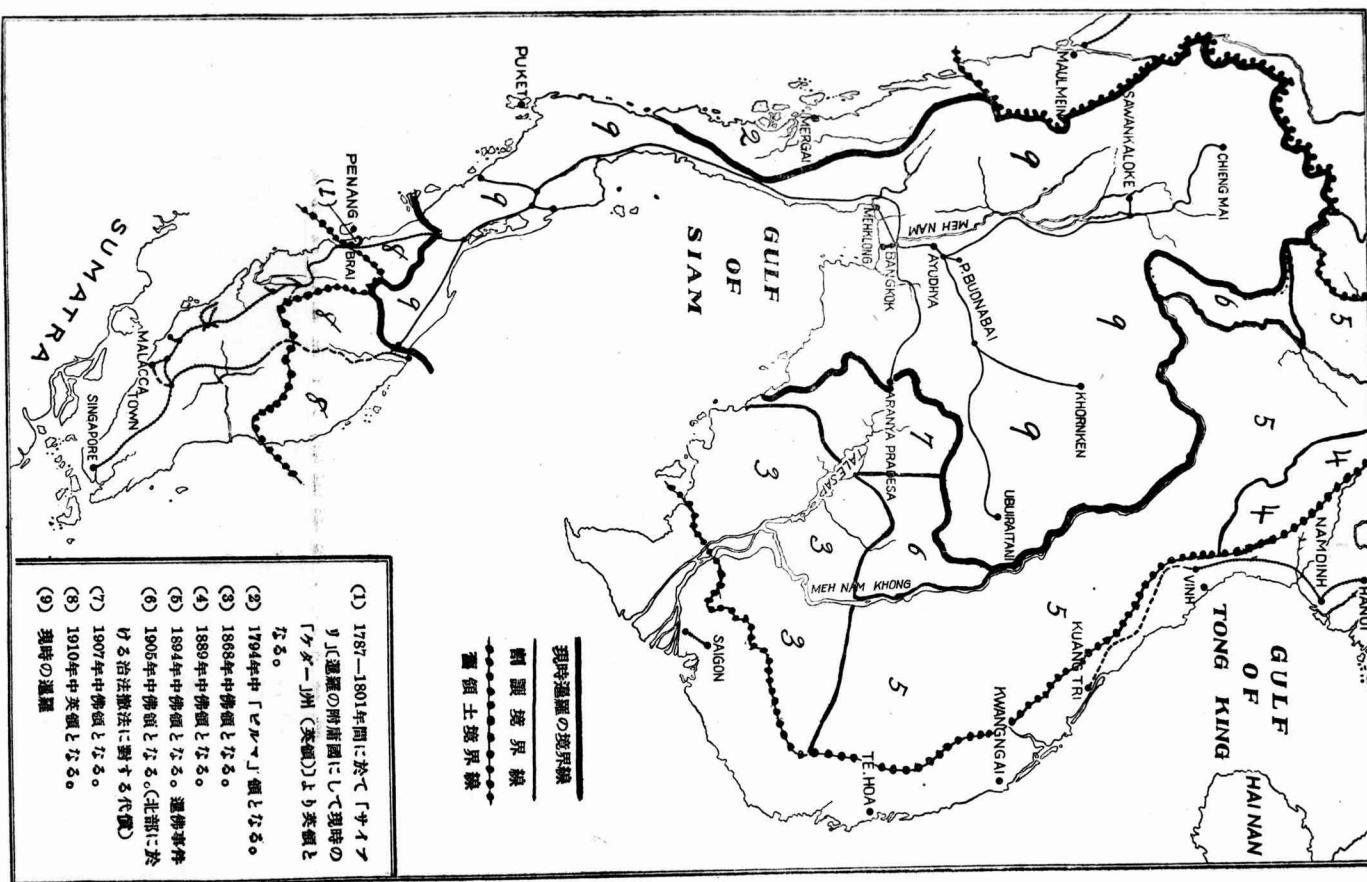
○書籍其他の寄贈
○退羅關係人事
一〇九



- ↑ケルタ-洲(英領)より英國と
なる。
- (2) 1794年中「ビレム」艦となる。
 - (3) 1868年中佛領となる。
 - (4) 1880年中佛領となる。
 - (5) 1894年中佛領となる。通佛事件
 - (6) 1905年中佛領となる。(北部に於
ける治法撤去に對する代價)
 - (7) 1907年中佛領となる。
 - (8) 1910年中英國となる。
 - (9) 現時の運羅

運羅國領土の沿革地圖は、本年三月運羅を訪問せる安川經濟使節團が運羅國に於て入手した某々筋の印刷に係るも
のの縮圖であるが、現在の運羅國領土は半世紀以前に比較すれば、殆ど其二分の一に縮少し居り、而かも其月で
英佛二國の露食に依つて削減せられたのである事が看取せられる。關係者は此の露食の跡を年代に依り色別と爲
し、廣く之を國內諸學校に配布し、過去に於て強國の脅威が如何に運羅に取つて脅威したものであつたかを宣傳し、
以て新興國民の敵愾心を振起せんと企てたるところ、聞く所に依れば其の後某國の注意に依り、右某々筋の企圖は
中断の姿となり、今日に於ては此の地圖は餘り一般に公布をされざる様になつた趣である。

現在の暹羅領土と其割譲前との比較圖



會 報 第四號

暹羅新聞の論調報告

○新任外務參議ルアン・プラデイットの暹羅對外政策に
關する聲明

暹國ビヤバホン内閣は有力閣員たるルアン・プラデイットの歐米及本邦外遊より歸國後二月十二日を期して國務院の改造を行ひ、プラデイットをして外國との通商條約改正等を控へて今後多事なる外務の局に當らしむることとしたのであるが、其後人民代表議會では改造後の國務院に對する信任案議決後、政府の諸般の施政方針に關して諸種質問あり、右の内外交方針に關してはトンブリ縣出議員の質疑に對しプラデイットは大要左の通答辯を與へた。

「予(プラデイット)個人の希望は素より、政府一般の希望は前政府の遂行し來れるラインに遵ひて列國との親交を維持することにして、予は前政府及先任外務參議によりて再三宣明せられたる政策を踏襲せんとするものである。その主眼となすところは、暹羅の利益の擁護に在り右利益擁護に當りては、一外國の犠牲に於て他の外國を利するが如き意圖を有せず、且當國に居住すると否と問はず暹羅に利害關係を有する外國人一般は、公平なる保護並待遇を期待して可なり。暹羅は均等に諸外國との親交を欲するものである云々」



右はプラディットが外務參議就任匂々爲したる言明であつて、且遜羅の對英、佛及日關係に關する同氏の信念殊に日遜關係に對する氏の認識程度を暗示せるものとして興味あるものなるのみならず、最近の日遜接近に關して諸外國に於て種々の憶測疑惑のある際とて、遜羅國外に於ても大に注目を惹きたるものゝやうである。

選字紙タイムスは、右言明に刺戟せられ各々相次いでプラディットにインタービューを求め、前記言明を敷衍せる同氏の談話を掲載して居る。

三月十日盤谷タイムス掲載プラディット談話

「遜羅は總ての列國との親交の尊き絆の益々平等に強からんことを冀ふ。一特定國に對し他國の損害に於て特別なる利益、權利を賦與するが如きことは絶対に無い、右政策は國內に於ては充分理解せられ居るも國外に於て未だ充分に諒解せられ居るや否や確かではない。」

倫敦は世界金融の中心にして、遜羅も亦之と關係を有つて居る。殆ど總ての國は嘗て一度は倫敦に金融上の助力を求めた。例へば佛國及日本亦然り、遜羅は最近の外債借換、通貨發行準備金を英國證券にて保有せる事實等に於て明かなる如く、英國の財政的安定に對して他國同様之に尊敬を拂つて居る。政治的精神的並物質的に遜羅は英國をその良友と常に感するものである。

佛遜關係に付ても、時の經過は幸にして過去の紛争と誤解を除き、今や兩國間密接なる親交を結んで居る。

予を以て日本を盟主とする亞細亞聯盟の提唱者なりとする日本新聞記事が盤谷の新聞に轉載せられたのを見たが、最近予の滯日中、有力なる政治思想家と接觸する機會を得たるも、右の如き亞細亞聯盟主義を唱導者は之に共鳴する者は常に感するものである。

予個人の意見を述べれば、亞細亞聯盟の如きは夢想に過ぎず、壽府の國際聯盟は未だ總ての國家を包括するに至らず又脱退せる國家もあり、且つその政策の遂行に常に成功せりと云ひ難きも、國際協力に如何程かは貢獻せる所あり、予外務參議たるの立場より云へば國際協力の提唱者の一人である。

更に日遜貿易關係に付一言せば、現在遜羅は日本の良顧客にして、日本は曾ては遜羅の良顧客であったのである。我等は兩國貿易狀態を改善し、現在に於けるより更に之が調整を行はんと欲して居る。尙右に關聯して遜羅に隣接する英國殖民地も我國の良顧客なることを忘るべからず、最後に我々は常に何物よりも遜羅は獨立の維持を切望するものである云々」と。

新嘉坡ストレイトエコー記事轉載（盤谷タイムス三月十七日）

ルアンプラディットが遜羅政府の親善使節として、外遊を利用して最近爲せる日本訪問の結果たる日遜秘密協約説が再三喧傳せられたるも、一定國に特權利益を與へるが如きことなしとのプラディットの逐一的否定は、此種誤解一掃に效果あるであらう。事實本紙とても、嘗ては日遜接近に付疑惑を有して居り、遜羅が日本よりのアプローチに對し好意的に應對しつゝ而も何等のコンミットをなさずとの遜羅側の保證には信を置き兼ねたるものである。未だ經驗に乏しき

暹羅國の青年政治家が、外交交渉に於ては日本の圓熟せる政治手腕に壓倒せられずやと推測するも無理からざりし次第である。併し乍ら、暹羅國を單に旅行せる者とても暹羅人の愛國の情の強きに打たれるであらう。總べては此の愛國心より發足するもので、暹羅國民の唯一の目的は暹羅國が進歩發達を遂ぐることに在り、列國との等しき親善關係の希望もその顯れの一なりと云ふことが出來よう。今日吾人が發表せるプラディットのインターイビューアに表現せられ居るは此の點にして、更に吾人が右インターイビューを特に重視する所以は、之に依り新政府の外務參議の對外方針を宣明せるのみならずプラディットは舊政權を倒せる人民黨背後の一勢力たるが故である。彼も嘗ては共產主義者として國外に追はれたが、今や一層の信望を以て政界に花々しく返り咲いた。

右談話には二つの重要點あり即對英及對日關係之である。對英關係に付てはプラディットは何等之に變化なき旨を述べ特に暹羅は世界金融の中心たる倫敦に敬意を拂ひ、最近の外債借換及通貨準備金を英國證券にて保有せる事實等を擧げ英暹財政關係には何等變化なき旨を述べた。「政治的、精神的及物質的に暹羅は英國を以て友邦と見る」との言は馬來半島其他に喧傳せられ居りたる誤解を解消するであらう。

更に對日關係に付ては、プラディットの亞細亞聯盟に對する協力の否定は、再三日本側より出でた風説を沈黙せしむるに足るであらう。暹羅が既に聯盟員たる事實を除いても、既に指摘せる暹羅人の愛國心より推して、自國の獨立を危ふくするが如きことを敢てせぬのは明かである。プラディットの述べたる如く、日暹間の接近は主として貿易上の立場より進められて居り、若し何等かの交渉ありとせばそれは暹羅側にとつて満足なる貿易上の均衡を求めるとするものに外ならない。又暹羅の隣邦たる英領殖民地に對しても、その良顧客として然るべく考慮を拂ひ居ることは誠に我々に安心を與ふるものである。氏が外務參議たる間は暹羅馬來間の貿易を阻害するが如きことなかるべしと信する。プラディ

ットが最後に「吾人は何ものよりも獨立を擁護せんとするものなり」との聲明は、現内閣成立以來の他の政治家の爲せる如何なる言明にも増し暹羅を利すること大である云々。

新嘉坡ストレイトタイムス記事轉載（盤谷タイムス三月廿四日）

暹羅國外務參議ルアンプラディットは本紙に轉載せし盤谷タイムスに與へたる暹羅外交政策に關するインターイビューにより暹羅國に貢獻せる所大である。暹羅對外政策に付ては多くの尤もなる誤解があつた。此種の誤解は暹羅の貿易上の運動と政治特に對日政策とを混同することに依り生じたものである。プラディットは現在の日暹貿易を暹羅側に有利に改善するは暹羅側の希望なりと述べ、且隣接の英領殖民地も又暹羅の良顧客たる事實を忘るべからざる旨を強調して居た。日本に於ける暹羅產物に對する需要を増大せしめんとする暹羅側の試みに狼狽する要はない、日本商品は暹羅に多量に進出し居るが、それは他の諸國に於けると同様に、日本商品の低價なる故である。日本商品は馬來其他の英領殖民地にも自由に進出し来るも、さればとて英國國民が日本商品を購買することが反歐感情を示すものとは云ひ難い。

暹羅が貿易上に於て親日なりとて、その外交政策が直に反歐なりと看做す理由は全然ない。プラディットは暹羅國は或る特定の一國に對して他の列國の利益を害して之に特殊權利を賦與するが如きことなしと明白に述べた。氏は英國に對し友好的なる言明をせる後左の如き言明を與へた。右言明に依り今後誤解は一掃せらるべく、即「暹羅は獨立國なり、その第一義的要望は平和なり、暹羅の友邦を排斥し若し暹羅の獨立を危險に曝すが如きことを避くることを以てその目的となす、予個人の意見を述ぶれば亞細亞聯盟の如きは夢想に過ぎず、壽府の聯盟は未だ總べての國家を包括するに至らず、又脫退せる國家もあり、且その政策の遂行に常に成功せるには非るも如何程か國際協力に貢獻せる

所あり、外務參議として予は國際協力の提唱者なり」と同氏の遼羅の獨立及氏の國際協力の要求に關する氏の誠意を疑ふ些の理由もない。

右言及が、吾人が之を受入れ居る如く、世間一般に於ても其の儘受入らるゝものとせば、當方面に於ける英、佛及蘭の屬領に脅威を與ふる日遼同盟なる化物なるものは影をひそむるに至るであらう。

プラディットは、氏が所謂亞細亞聯盟に興味を有するものなりとの說を否定し、氏の滯在中にも右の主義を提唱し若是之に共鳴せる如き者に出会はざりし旨を述べて居た。此の斷言は最近頻々と傳へらるゝ所の亞細亞民族同盟に關する說は、總べて東京より出するもので右思想は斯くあり度しとの希望により育まれたものであらうとの吾人の推測を裏書するものである。

プラディットは遼羅の獨立を特に強調した。氏は最近の外遊に於て、自國の目的遂行に便ならば、他國民の獨立をさへ無視せんとする日本の意志に付充分なる證據を得たるに相違ない。若し彼にして遼羅をして支那の各地の蒙りたるが如き經驗を嘗めしめたる如き政策を探りたらば、思慮乏しき愛國家なりと云はざるを得ぬ。萬一遼羅の獨立が脅かさる事あらば、遼羅は日本に援助を仰ぐことなく一層近接する國即英國に援助を求むるであらう。英國は遼羅に對して何等欲望を有せず、且つその獨立の保持に付英國は明確なる利害關係あることを遼羅は熟知して居る。政治的・精神的及物質的に遼羅は常に英國を友邦なりと感ず」とのプラディットの信念は決して裏切らる事はないであらう。

現政府の目的とするところは「遼羅國民の爲に圖ること」である。斯る方針を有する政府には、何人もその同情を惜まず、新政府の意圖に付何等かの不安あつたとせば、それは皇帝退位後盤谷に醸されたる不可解なる狀況に基いたものに外ならず、下手なコミニケや否定は何等満足なる雰圍氣を作る能はず、疑惑のある場合事を講する輩は斯る機會を

最大限度に利用せんとするものである。遼羅が密接なる貿易以上の何物かを日本に求めつゝありとの日本側よりの報道も亦茲に起因す、公然且率直に參議が語れる事により、プラディットは大に其の賢明なる事を示した。云々

資料欄

八

○錫限産協定更新問題

(本項並に次の錫問題に関する資料)

本年十二月末日を以て期限満了を見るべき國際錫限産協定の更新問題に關しては、昨年來關係國に於て種々論議を見つゝあり、就中錫の最大生産國たる馬來に於ける關係業者の關心に付ては、客年九月以来の問題であつたが、右協定期限満了近寄れるに不拘、關係國代表者の組織せる國際錫統制委員會に於て未だ何等正式に決定發表を見るに至らざる爲め、新嘉坡方面當業者に於ては、其前途に對し不安の念を抱けるものもあり、又更新に際し、なるべく立場を有利ならしめんがため宣傳に努め居るが如く觀察せられるが之に關し最近當地英字紙に掲載せられたる所を綜合するに、

「馬來產錫業者としては固より大局上制限協定の繼續を希望するものなるも、之がため他の關係諸國に比し不利の立場に置かるゝのは欲しない、假令當領の要求する條件が容れられずして、協定の更新が不成功に陥ることとなるも、馬來は最大の生産國にして且生産費最低廉なる產錫地であるから、他に比し有利の地位にあり、從て十分強く其主張を固持し得べし」

と稱して居る。尤も限産協定の實施は特に生産費高き錫産業者に有利なりしことは事實で、馬來に於ても生産業者間の利害は必ずしも一致して居らず、生産費比較的低き支那人經營者が協定の繼續に餘り熱心でないのは之に由る。而かも歐洲人經營者の多數を占むる馬來の現状に徴し、英領全體としては協定更新存續に熱心なるものと觀られる。

該問題に關し最近特に注意を惹いて居るのは暹羅の態度に關することである。暹羅の要求は白國領「コンゴー」の要求調整と共に協定更新問題の難關と見られて居るが、近時同國と本邦との經濟提携問題に結び付け、種々臆測を逞くし最近には倫敦「ファイナンシャル・ニュース」誌の記事を引用し、暹羅の强硬なる態度は日本の尻押しにより又日本事業家が同國にて錫製錬業を企圖せること及錫に關し協定を結ばんとする事等によるものなりと爲せる記事を掲載したが過般(五月二十六日)開催の國際錫統制委員會に於て同委員會より暹羅二名の代表者を派遣し同國政府と折衝すべく、右に對し暹羅側にては歡迎して居るとの「ステーツメント」の發表があつた旨の報道があり其れに關し「マラヤ・トリビューン」紙は

「右の報道は暹羅が必ずしも其要求を固執するものではない、少くとも國際委員會側の意見を聽かんとするの意思を有すること竝に過般傳へられたる日本の尻押し云々の報道を打消すに役立つであらう。暹羅は其錫産業を外國の利益のため獨占せしむるが如き協定を結ばうとの意圖はない。元來暹羅の割當要求量は誤れる計算に基礎を置けるものなることは既に判明して居るから暹羅の當局が之を承認するに於ては錫委員會當面の困難は大部分消滅するであらう」云々。

と論じて居た。

因に暹羅の割當量は年額九千八百噸(但し當初の基礎割當量で、其後他の加盟國に對する輸出許可量の増加と共に比例的に増加を見、現在では一萬三千餘噸となつた由)で其は其査定產能力の五〇%に該當する由であるが、暹羅は協定の更新に當り右割當量より大なる割當を要求して居る。尙新聞報道によれば、現在暹羅では四十四の外國錫會社が登録せられて居るが、右は同國の總經營者の一割に過ぎないと云ふ。

○錫制限協定に對する各國の使命 二 暹羅鑛山局の態度

本論文は先にバンコックに開催せられたる暹羅錫鑛業協会の總會席上に於て演説せられたるアケット地方選出議員プラ・ビザイヤ・サンダラカン氏の「暹羅は制限協定より脱退せよ」との所見に對し暹羅鑛山局が制限協定問題に關しその態度を明らかにせる非公式聲明である。

アケット地方選出議員であるプラ・ビザイヤは現今問題化しつゝある錫の制限計畫が種々の點に於て暹羅の利益を害すると云ふ理由から速に國際協定より脱退すべきであると論じてゐる。

彼はこの所見を通じ暹羅の錫鑛業の歴史を回顧して興味ある意見を吐露してゐるが唯惜しいことには最近に於ける世界の生産量と消費量とに關する比較研究を等閑に付してゐるのである。

世界大戰直後錫鑛業の發展と共に錫の需要は著しく増加しその市價も亦急速に昂騰するに至つた。斯うした好景氣の波に乗つて各國の錫鑛業界は活潑なる動きを開始し今迄閑却されつゝあつた錫鑛の試掘や開發が到る處に行はれるに至つたのである。

其の結果一九二三年に於ける錫の世界產出量は一二二、八五一頓を示すに至つたがそれでも錫の世界消費量一二五、五三八頓に比較すれば尙不足を告げたのである。こゝに於て世界の錫生産國は無統制なる増産政策により亂掘が行はれ一九二九年にはその產出量は一躍一八六、九八六頓に上り消費量より八、九五八頓の過剰生産に陥つたのである。

一九一三年に於ける暹羅の錫產出高は六、六六〇頓に過ぎなかつたが一九一七年には九、一五三頓に增加し更に一九二一年には再び五、六〇〇頓に激減するに至り一九二三年には六、三三四頓に回復するに至つたのである。

戰後の好況も束の間にして變遷し不況時代に入った頃の一九三〇年は產出高は一一、〇六〇頓、一九三一年には一二、四四七頓と漸次シヤムに於ける錫の產出量は寧ろ經濟不況に反比例して増加を示した。其頃世界に於ける錫の消費量は經濟不況と共に低調を續け錫の世界消費量は一九二九年の一七八、〇一八頓より一九三二年の九九、四七一頓と云ふ未曾有の恐慌を受くるに至つた。

之に伴つて錫の市場價額も暴落し一九三一年の上半期には一頓一一八、六磅と云ふ安値を示したが之は其後に於ける國際錫制限協定による國際錫價安定の結果一九三五年には二二五・七磅にまで回復するに至つた。

かゝる錫恐慌が始まるまで暹羅の錫鑛業が辿れる道は非常に活潑な成長を示してゐたが恐慌によつて受けた打撃は暹羅のみならず錫產出國の何れもが混亂と破産に近い状態を現出するに至つたのであつた。

一九三二年世界に於ける錫產出關係國蘭領印度、馬來、ニギリヤ、ボリビヤの諸國は世界的錫の恐慌を打開するため國際錫制限協定委員會を組織し一九三二年三月一日より之を實施するに至つたのである。之が制限の基礎算定は各國とも一九二九年度の產出額を基準として定められたのであつた。

一九三一年九月暹羅も亦此協定に參加しその協定基準は錫含有量を七二%とし毎年度の輸出許可額は一〇、〇〇〇頓と決定したのである之は暹羅にとって極めて有利な割當額であつた。他國の平均割當が一九二九年度の產出量の四七・五%であるに對し暹羅は一九二九年の產出量九、九三九頓の一〇〇%以上の輸出許可額を與へられたのである。

即ち一九二九年の產出額を一〇〇とすれば一九三一年には一二五、一九三二年には九三、一九三三年には一〇四、一

九三四年には一〇六、一九三五年には九八の割合である。

第一次の制限協定は一九三三年末にて終了し第二次協定は一九三四年一月一日より開始された。この第二協定に於て暹羅に對する輸出許可額は九八〇〇噸に引下げるゝに至つたのである。何となれば暹羅は實際の含有價値は七四%であるけれども七二%の算定によつて輸出を續けたいと欲したからであつた。

尙暹羅は第二協定の成立と共に次の條件によつて新たなる形式による利益を得る事となつたのである。即ち各國の協定割當が六五%以上に増加する場合暹羅は比例的にその増加率を享有することが出来るのである。従つて此場合暹羅に對する割合順數は次の如くである。

%	順數
六五	九、八〇〇
七〇	一〇、二九〇
八〇	一一、二七〇
九〇	一二、二五〇
一〇〇	一三、一三〇

かくてこの協定が實現せらるゝや暹羅に於ける錫の價格は協定實施以前の一ピコル六五バーツより一ピコル七八バーツにまで昂騰するに至つた。

錫價格の好調は最近まで一ピコル一二八バーツ程度を上下してゐたのである。然ならば暹羅としては一ピコル六四バーツで二ピコル賣つた方がよいかそれとも一二八バーツで一ピコル賣つて他のストックを將來錫價格上りの時期に賣る

方が良いか。後者の有利なるは云ふまでもない。

今日世界の錫生产能力はその消費量十五萬六千噸に對し一二五萬噸と云ふ老大なものである。若し各國の錫鑄業者が今後錫によつて相當な利益を收めんとするならば徹底的に生産制限を行ひその合理化を圖らねばならない。

プラ・ビサイヤは暹羅は新制限協定に加入すべからずと主張してゐるが暹羅の様な重要な錫の產出國がこの協定に参加せねば制限協定は實際有效にその成果を發揮することが不可能であらう。

世界の錫產出量無統制より生ずる價格の暴落は錫鑄業界に非常な不況を齎し延いては全般的な失業問題を惹起するであらう。更に又政府の大損失は勿論貿易の衰退は火を助けるより明らかである。若し然りとせば關係各國は凡て公平なる新協定の成立に努力することが極めて緊要な事である。

然し乍ら之等の当事者が自國の利益を考ふること急にして他國の公平なる要求を無視する様なことがあればそれはこの協定成立の根本精神を破滅に導くものである。暹羅の九、八〇〇噸は標準順數の六五%として考ふるべきである。従つて暹羅の標準順數は最少限度一五、〇七七噸である。

プラ・ビサイヤは歐羅巴の錫採掘業者は暹羅を制限協定に加入させることを熱望してゐるが之は事實である。彼等は暹羅が本年末に終了し新たに討議せらるゝ處の第三次制限協定に參加すると云ふ聲明を表示せぬ場合右協定は全く成立の可能性を失ふことを知つてゐるのである。然し彼等がその半面に於て比較的樂觀してゐることは暹羅の協定不參加によつて生ずる錫價の暴落打撃に對し暹羅の錫鑄業者の多くが之に反対運動を起すであらうと云ふ誤れる見解に希望をつないのであるからである。

然しかる意見は支那人錫鑄業者の意見で暹羅國民全體の意見でないことは暹羅の實情に即して之を考へる時は極め

て明瞭なる事柄である。

一四

○暹羅に於ける錫の生産狀況

一

シヤムより馬來半島に及ぶ南方亞細亞の重要な經濟資源の一つは十五世紀初頭より此處に發展した錫鑄業である。シヤム及馬來半島に於ける錫の產出は全世界の錫產出の王座に君臨し世界錫生產高の過半を占めてゐる。同地方に於ける錫採掘の歴史は古く前述の如く十五世紀の初頭にさかのばつてゐる。

此當時に於けるマレイ土人の貨幣制度はこの錫をもつて單位として居つたのである。當時その採掘方法は全く原始的であつたがその割合に相當な利益を占める事が出來たので十六世紀を経て十八世紀の末葉に至る迄支那人採掘業者が續々とマレイ半島方面に渡來し之がため半島に於ける支那人街は一時非常な發展を見るに至つた。

最近に於て最も盛んを極めし時代は世界大戰の始めより終りにかけてであつた。殊に大戰直後錫工業の急速な發展と共に錫は種々の工業用品として其の市價を昂騰せしむるに至つたのである。

暹羅に於ける錫鑄業の發展は斯うした氣運とともに望有する投資事業として各國資本家を誘致し英國を始めとし各國は競うて資本を暹羅の錫鑄開發に投するに至つたが現在に於ては次表の示す如く錫鑄業は全く英國資本に獨占されてゐる。



暹羅に於ける錫鑛業の投資資本高一覽表

一六

會社名	國籍	資本金	本店若くは代理店
アイヤウエンク採鑛會社	英	二〇〇,〇〇〇弗(一一,六〇〇磅)	彼南ケネデーバークヒル會社
ボーグリーン "	"	不	倫敦ニユーロード通カベルハウス
バングタオ "	"	四,五〇〇磅(三,〇〇〇磅弗込)	タスマニヤホーパード
クロンチヤン "	"	不	彼南エヴァート
チエロツクペタル "	"	四〇〇,〇〇〇弗(四六,五〇〇磅)	彼南ケネデーバークヒル會社
カントン "	"	五〇〇,〇〇〇弗(五八,〇〇〇磅)	倫敦ニユーロード通カベルハウス
ランベス	"	三六五,〇〇〇弗(四二,五〇〇磅)	タスマニヤホーパード
リモーナイアズ	"	不	彼南エヴァート
ナウンベット	"	四〇〇,〇〇〇弗(四六,五〇〇磅)	彼南ケネデーバークヒル會社
ラツールバジン	"	四〇〇,〇〇〇弗(四六,五〇〇磅)	倫敦ニユーロード通カベルハウス
ロビアン	"	二五〇,〇〇〇弗(五八,〇〇〇磅)	タスマニヤホーパード
サイミーズ	"	五〇〇,〇〇〇弗(五八,〇〇〇磅)	彼南ケネデーバークヒル會社
	"	一五〇,〇〇〇弗	彼南エヴァート
	"	一六〇,〇〇〇磅	彼南ケネデーバークヒル會社
	"	不	シドニー、ジョーデエンンドウイ
	"	明	ニヤード通
	"	明	倫敦ニユーロード通カベルハウス

タブラング	トシカハーバー	二五〇,〇〇〇弗	不
タンソン	パングリン	明	明
チャンブーラ	イースタンサイアム	三〇〇,〇〇〇磅	不
ハージニア	ハエイヨウツク	一七〇,〇〇〇磅	明
カバ	コバ	一六〇,〇〇〇磅	明
タリアババ	ナイフー	一五〇,〇〇〇磅	明
ソング	サバタニ	一六〇,〇〇〇磅	明
タリアババ	サツアーレー	一九九,〇〇〇磅	明
ソング	探掘會社	一八〇,〇〇〇磅	明

暹羅に於ける錫鑛業の現勢を見るに現に専ら採掘せられつゝある鑛區は南部マレイ半島の西海岸ブケット島を含む地方及ナコン・シリタマラット並にバタニ地方の東海岸方面である。

一七

ラジャブリ地方も亦相當有望鑛區として傳へられてゐるも實際の產出高は少くその將來は期待されてゐない。

次表は一九三〇—三四年の四年間に於ける代表的鑛區の總產出である。

地 方	一九三〇—三一	一九三一—三二	一九三二—三三	一九三三—三四
アケット	二〇三、〇二八	二〇〇、八七七	一九三二—三三	一九三三—三四
スリタマラット	五九、八〇〇	四〇、〇二五	一六九、三一	一七九、七九九
バタニ	一四、七七九	二〇、五三八	五五、八二七	六四、四三七
ラジャブリ	一、九〇〇	一、一四七	一、四〇七	三、五三四
計	二七九、五〇七	二六二、五八七	二二六、五四五	二四七、七七〇

上記の統計を見ると現鑛區中錫生產額の七〇%は馬來半島西海岸のアケット島に屬してゐるが同地方はすでにその繁榮期は越してゐると傳へられ、その亂掘と相まって最近では漸次生産量の減少が示されてゐる。

東海岸方面に於て採掘されてゐる鑛區はラジャブリ、バンタハン・ランズアン、チャイザー、バンドン、ラコン、パ

タニー、ランケーラーマン、カラントン、トリンガヌ地方が暹羅の錫鑛區中最大のものといはれてゐる。

又馬來半島の最北部ラジャブリ地方も有望鑛區とされてゐるが同地方の鑛山労働者は農業を主として營みその餘暇に

鑛山労働者として働いてゐるためその生産率は比較的少額のものとされてゐる。

然しながら今や識者の注意はかかる既成鑛區より暹羅本土に散在する鑛區、殊にレノン並タクアバ地方に向けられてゐる。

二

暹羅に於ける錫の採掘方法は複雑多岐に亘つてゐる。その主なるものを次に列舉すれば、

(一) 梢 掛 法 (Panning)

梢掛法とは砂礫を容器に入れて洗ひ平盆を使用して錫鑛を分取する方法である。梢掛法に使用する平盆は普通の「フライパン」と殆んど同形にしてただ之と異なる點は柄を有せざることである。此の平盆に約半分位の砂礫を入れ其の上約一時見當の深さに水を注ぎ片方の手にしつかりと平盆を乗せ他方の手にて平らに而も迅速に之を振るのである、斯くて内に石は平盆の一方に片寄り錫は其重味にて砂を通じて盆底に沈み水と砂とを捨て更に水を加へて前と同様に振るのである是を繰返すこと數回にして砂は悉く排除せられ純錫のみ殘留するに至る。此の作業は多大の注意と経験とを要するものにして熟練者は其の分離作用甚だ巧みなりといはれてゐる。右に用ゆる鐵盆は直徑十六吋乃至十八吋にして粗鑛十五封度より二十五封度に入るゝに足る。

されば粗鑛を充たす鐵盆は相當重く、作業には多くの人手を使用し普通十時間に粗鑛百盆を仕上ぐれば先づ一日の仕事としては充分なりとせられてゐる。

(II) 程 捣 (Open Cast Mining)

鑛山を開拓したる時先づカラングと稱する錫を含有する鑛脈が現はるゝ迄上層の土砂を剥ぎ取り其の土砂を地上に堆積し置き鑛坑を開鑿し終りたる後其坑をこれを以て埋没するのである。カラングは一般に採掘中洗ひ去らるゝ爲め鑛坑は一握りの錫となるのである。斯くして得たる鑛石は一旦小屋に運ばれて粗洗せられ更に乾燥したる上袋包となし廳て各地の市場に搬出せらるるので其方法たるや極めて簡単である。

(III) 丘陵採鑛法 (Hill Mining)

暹羅に於ける錫の採掘方法の第三は丘陵採鑛法である。此の方法は主として山地の開拓によるものである。

此の方法は錫が酸化して花崗岩中に散在し居る場合に用ひらるゝものであつて丘と平地とを問はず、水積錫脈に對する方法と全然趣を異にしてゐる。先づ丘に沿ふて溝を穿ち、水流の自然力を利用して徐ろに丘の崩壊するを待ち全丘悉く崩壊し去られたる時錫礦が豫め設けられたる溝中に集るのである。此法は甚だ有利なるものなれど「ブケット州」に於ては稻作地に恐るべき損害を與ふるとの理由にて今は全然禁止せられてゐるのである。

尙ほ羅語にてムアン・レート呼ばるゝこれに類似の方法あり、是は錫層全般に亘つて種々の錫石を含有して居る場合

又錫の所在が地下深き場合に應用せらるゝ方法である。

(四) 堪坑採錫法 (Shaft Mining)

堪坑採錫法は地下作業の一種にして表面の土砂を除去せずカラシングを含有する土壤丈を引出す方法であつて坑を穿つて堅坑を作り後カラシングを「バケツ」に入れ滑車を用ひて地上へ搬出し洗ふのであつて残滓は錫を取り去りたる後の錫坑埋没用として戻すのである。

(五) 流 漂 法 (Dredging)

西暦一九〇七年浚渫機の方（錫のバケツを連結して錫鎖にて採錫する方法）「ブケット」に於て採用せられてより暹羅國錫業史に大なる變化を來したりといはれてゐる。

(六) 吸 揚 法 (Suction Cutter Dredge)

この方法は「トランク」附近に於てランベ採錫會社の用ひて來たものであつたが最近これに改良を加へて遠心「ポンプ」の吸揚「ポンプ」にカッターを附け之を以てカラシングを碎き「ポンプ」を以て直接漏斗に吸揚ぐるのである。

(七) 水 力 法 (Hydraulic Pressure)

此方法に依る錫錫業は現在馬來半島に於て盛に行はるゝものであつて壓搾したる水を利用して錫を分獲する方法であつて若し適當な座場があれば極めて安價に產出し得るといふ。目下「ノーブット」に於ては水は可なり遠方から引込んで居る爲め旋回利器搭の水壓は一吋平方約二百五十封度の力があるといはれてゐる。

(八) 砂礫吸揚法 (Gravel Pumping)

此の方法は流錫法 (Ground Sluicing System) を改良したものと思はる。錫含有の土塊を丘陵採錫法の場合と同様に碎きカラシング等を砂礫吸揚ポンプに依て流錫槽 (Sluice Box) に吸ひ揚ぐ、甚だ迅速且經濟的なものと言れてゐる。近代錫錫業史に特筆さることは從來の採掘方法に一轉期を畫せしドレッジヤーによる採掘方法の發見である。之は英國系會社であるトンカ錫錫業會社によつて始めて試みられその生産能率は從來の舊式方法による生産額を壓倒するものであつた。

同會社は爾後舊式工場を急速に改組し最近に於ては近代裝備を誇る五つの新工場が増設さるゝに至つてゐる。

斯くしてトンカ錫會社の新様式になる採掘は斯界に大なる影響を與へ之に次ぎレノン地方では三つの錫採掘組合が新様式による採掘を開始しバングリン會社では二臺の同機械を運轉してゐる。

更に南に於てはタクアバの隣接地たる東亞產業拓殖會社ガボン河附近で一臺の新機械を利用し又タクアバ渓谷の採掘會社では二臺の機械を使用し相當な能率をあげてゐるのである。

其他現在錫採掘會社の殆んど全部が新様式による生産を營んでゐる。この新様式に依る生産の結果暹羅に於ける生産高は著しく増加し次表の如き發展を示してゐる。

比 較 表

年 代	凌遲機による原鐵產出高 五百六、六一四・八三・ビコル	他の方法による原鐵產出高 一二五、二二七・二九・ビコル
一九二七——二八	八一、三六九・六九	一一七、四六八・八三
一九二八——二九	一三一、七四六・二一	一二四、一二六・六二
一九二九——三〇	一六三、一六五・五三	一一六、三四一・四七
一九三〇——三一	一六五、五六一・〇〇	九七〇、二五・〇〇
一九三一——三二	一四三、一二一・〇〇	八三、三二三・〇〇
一九三二——三三	一五三、三五三・〇〇	九四、四一七・〇〇
一九三三——三四		

更に最近に至りドレッジヤーによる採鑛方法は更に一段の進歩を示し水壓ポンプによる採鑛方法へと轉化しそよつて暹羅に於ける錫の生産費が一層輕減さるゝに至つた。現に水壓採鑛による生産高は一九二六年には四、一二四五、五三ビコルであつたものが一九二七年には實に七、七一二、七九ビコルといふ增加率を示してゐるのである。

たゞ併しこの水壓採鑛の一大缺陷は比較的多量の屑礦を產出するのであつて優秀原鑛を產出せんとする鑛山に於てはその使用が問題視されてゐるが生産費輕減といふ立場から有利である以上、早晚各鑛山に使用さるゝ事は疑ひなからう。

○暹羅に於けるチーク材の生産狀況と森林政策

序

暹羅は優秀なるチーク供給國として世界で著名である。

我國に於ても近年チーク需要の増加に伴ひ、暹羅より輸入するチークの量も相當多額に上つてゐる。それにも拘らず、チークに関する事情を紹介する著書は僅に一、二を數へるに過ぎない。

此處に於て、暹羅關係の参考文献中チークに関するもののみを翻譯編纂したのが即ち本篇である。その主なる参考文献を掲ぐれば、

英文資料としては Commercial Directory for Siam, 1929 third edition (Issued by the Ministry of Commerce and Communications, Bangkok) 外七部である。

邦文資料としては南洋協會發行「暹羅の森林」等である。

緒 論

暹羅に於けるチーク産業の位置は米に次ぐ重要な資源として、その多望なる前途が約束せられてゐる。暹羅の隣邦印度支那のチーク材が供給餘力僅少である今日、暹羅は世界市場に於て獨占的なチーク材供給國としての制霸を志してゐる。

暹羅のチーク材は產出各國のチーク材に比して、一層その木質は硬く水に對する抵抗力が頗る強い事、又金屬と接觸

しても容易に腐蝕しない特色を有してゐる。従つて船材として必要缺くべからざるものとされてゐる。

一八九〇年頃迄、北部暹羅の森林は悉くラオス土侯の世襲財産となつて居た。時を同うして、當時世界造船業勃興の氣運に伴つて、チークの需要は急激に増大した。その爲ラオス土侯は何等考慮する處なく盛んに濫伐せし爲め、暹羅の政府はその資源の涸渉するを恐れ、之に相當の報酬を與へ北部暹羅の森林伐採に關し一切事項の政府管理を實現したのである。

チーク材はあらゆる目的のために使用されるが、特に造船用材として、その優秀性を發揮してゐる。此の木材は、少量の白木質と、多量の赤木質を含み、赤木質は適度に堅く、匂ひがあり、防腐剤用の油を含有する。チーク材は元來暗黃金色であり、年を経るに従ひ、褐色となり、暗褐色となる。老齢のチークは、時としてほとんど真黒になつてゐる場合がある。又チークは非常な耐久性に富む材木であり、最近東洋の古代建築物にチーク材が使用されてゐる事が發見されたが、それ等は、既に五百年乃至六百年の年月を経てゐるに拘らず全く完全な状態を保つてゐたといふ。チーク材の質的構成は非常に整然としてゐる。一年毎に木理(モクメ)が誠に判然としてゐる。熱帶樹の中ではチークの様に整然と又確實に年毎の木理を見る事の出来る樹木は眞に珍しいものである。又時として美しい模様の木理を作る事がある。一般には之を「開花せるチーク材」といつてゐる。

暹羅北部は地質的に最も恵まれ、紅土を除く外は大體チークに最も適しその成長を助けてゐる。チークは一般的に花崗岩、砂岩、石灰岩の上に最もよく繁茂する。又チークには深くて、よく乾燥した土壤が適してゐる。沖積土の上の谿谷に於てきへ成長する事もあるが、浸水には堪へられない様である。要するにチーク材は比較的成长し易い樹木であると言へる。

位 置、 地 勢、 土 壤

一、位置及區域

暹羅のチーク森林地帯は主として北緯一七度と二〇度の北部方面一帯に介在してゐる。

然し此地域中でチーク樹は、一般的の状態が適當である地方でしか成長しない。此の地帯の全区域は十萬七千平方キロ(四萬一千平方哩)と見られてゐる。そしてチークを産出する区域は三萬平方キロ(一萬一千平方哩)程度である。

二、一般的地勢

此の地方の地勢は丘陵に富み、山が多く、有名な暹羅の最高峰たるドインタンノン及アングカ(二五五〇メートル)は此の地方に存在してゐる。丘陵及山岳は東北に續き各自並行的形狀をなして、河川は谿谷を縫ふて流れてゐる。全区域は多くの大水路が横切つて居り、八ヶ所の排水地域がある。その中、メパイ河及ヌアム河の二小区域はサルウイン河に排水シビルマ地方を貫通してモールメインに流れてゐる。残る四つの大河たるメビン、メユワン、メヨム、メナンの諸川の排水地域は暹羅國內にあつて南方へ流れる。

此れ等の河川が全部各地點で合流し、最後にチャオビヤ河と合一して盤谷より暹羅湾に注ぐ。地質的形成により、此れ等の河川地域は數部分に分たれ、それが峡谷によつて連なつて急流となり、瀬戸となつてゐる。

三、地質及土壤

暹羅北部に於ては未だかつて地質的の組織的調査は行はれてゐない。この地方の地質構成は極めて變化に富み、且錯雜したものである。暹羅の北部地方は南北に走る向斜的及脊斜的褶曲の連續をなし、多くの異なる素質を以て構成されてゐる。この中花崗岩が著しい特質を示してゐる花崗岩地帯は全區域の約半に達し尙玄武岩及火成岩を含んでゐる。又隨所に断續的に堅い結晶體の石灰石が突出し、急峻な屏風の如き絶壁をなしてゐる。

四、氣候及發育條件

暹羅北部に於けるチーク樹栽培地方の氣候は極端に熱帶的であり、そして又非常に寒暑の差が激しい。通常一年を乾涼期乾暑期、及雨期の三期に分割してゐる。乾涼期は十一月中旬より三月中旬迄であつて、その間の平均溫度は華氏七六度以下であり、夜は急激に溫度が下り寒い事もある。又乾暑季節は四月より五、六月の降雨期の始に至る迄である。此の期間の溫度は華氏一一〇度以上に上る事がある。他の月は雨期であつて、此の季節の暹羅は全く雨に蔽はれてしまふが、降雨の状況は間歇的である。平均年當りの降雨量は四八時である。

チーク樹は高大なる落葉樹である。樹皮は薄い灰色をなし、大きな橢圓形の葉(一呎——二呎)を生ずる。最も良好な發育状況にあるチークの樹幹は高く眞直で圓筒形をなし、屢々根元は控壁で支へられ、美しく、充分に生長して圓くなつた頂きを持つてゐる。

チーク樹の栽培は次の如き地方で行はれてゐる。最も良好な状態にある印度の一部分、ビルマのはんど全区域、シヤン國の一部分、暹羅北部及ジャバの一部、佛領印度支那の西方奥地等である。然し勿論それ以外の地方でもチークの栽培は行はれてゐるが、それは極めて僅少である。

チークは本質的に熱帶樹であつて寒氣には堪へない。高温であつて又かなり濕潤な熱帶的氣候の下に最もよく成長す

る。それは毎年三〇時から一五〇時の雨量と言ふ極端の差を持つ地方でも成長するが、大體四十時から七十時の降雨をもつて最もよく成長する。チーク樹は若い間は成長も速かであるが、間もなく速度は鈍つて、中頃から老期に至れば、その成長率は極めて遅く、概してチークの幹は周圍が七呎に達する迄には一四〇年から一六〇年を要する。

暹羅北部では世界の何處よりも大きくて美しいチークを産出する。現在暹羅にある最大のチーク樹は本樹胸通の樹周は二九呎九吋、全長一五一呎、樹幹の長さ七七呎である。

チーク樹は群生する事なく、従つて純粹にチークのみの森林があるわけではない。暹羅に於けるチーク森林の特長は各森林に散在してゐる事である。尤も稀にチエンマイ林區の如く、可成の大地域にわたり、純粹のチーク林の存在を見事もあるが、之は稀の事で大體は一般落葉樹中に散在してゐるのである。實際に森林を管理するためにチーク森林は普通「乾燥型」と「濕潤型」に分けてゐる。濕潤型に於ては常綠樹が目立つてゐるが、次第に同化して常綠樹林となりその中チークは全く姿を消してしまふ。この濕潤した森林に於けるチークは「乾燥」せる森林より生長が早いのであるが、大體チーク森林地帯の生態學は非常に複雜であり多くの中間型がある爲に現在の知識では此れに關して確定的な法則を設ける事は不可能である。

暹羅北部に於ける森林局の活動と其政策

元來暹羅チーク森林の支配權は北部の地方の土侯の手中にあつたもので、この王侯が貸地權や許可權の様なものを外國商人、特にビルマ人、シャン人、支那人等に與へたものである。これ等の者が無統制の状態で森林作業に從事した爲に、遂に大混亂を呈してしまつたが、一八八〇年末より一八九〇年の初葉にかけて數個の歐洲會社が此のチーク産業に

着目して以來チーク栽培は大きな變化を見るに至つた。

同時に世界造船業の勃興に伴ふチーク材需要増加はラオス土侯をして無統制な濫伐をなさしむるに至つた。こゝに至り暹羅政府は其の資源の涸渴を恐れ之を政府の統制下に收むべく先づ森林局を設置するに至つた。そして一八九六年政府は之の目的の爲にビルマから經驗ある英國森林局官吏を雇傭したのである。この結果政府の森林行政は施行され、先づ以てチーク森林の產出高を調整し、統制するためには規律ある貸地方法が設定せられた。そして何人も暹羅政府から與へられた借地權を持たずして森林伐採作業をなす事を禁せられたのである。

この借地權の主なる條項は各森林を二部に分割し各一部の伐採作業期間は六ヶ年と定めらるゝに至つた。かくて全森林の伐採作業の總期間は十二ヶ年となり、尙森林局はチーク林の保護政策の立場より、樹周七呎以下のものは伐採する事を禁じたのである。

伐採されたチークの丸太に支拂はるべき伐採税及其他の課税は容積三八立方呎のチーク丸太に對し從來の四 $1\frac{1}{2}$ RSから一〇RSと増加せられ、小さい丸太は六RSとなつた。暹羅政府はチーク森林に對し管理及技術的にも統制支配し、北部の土侯には唯その利益を與ふるのみとなつたのである。

林木調査事務所は磬谷の北方約一五五哩の暹羅南方の接續點のバクナンボに建設さるゝに至つた。歐洲系の借林契約者により、伐採された凡てのチーク材は、この事務所にまで流送され、こゝで材木の測量が行はれ、借林税が徵收された。この稅額は充分成長したものに對しては、三、二六銖であり、小さいチーク樹は〇・八〇銖であった。又サルウイン河を下つてビルマに轉送せらるゝ丸太のため之と別個に關稅事務所がモウル、メインより僅か北方のカドに設けられた。

このチーク借林權は一九〇九年迄繼續されたが、その年に於て多くの借林權が満期になつたので、チーク森林權に關

する全般制度を改善して、全く基礎を一變する事となつた。この改組の主要點を約言すれば次の如くである。

從來亂雜な状態に置かれてゐた借林權域の地域は再調査されこの整理によつて借林權の數は一〇五から四〇までに引き下げられた。又十二ヶ年の短期間は種々弊害が生じ易いので、之を一舉に三〇年に延長した。各借林權は大體同等の產出力をを持つ二地方に分けられ、各部分は借林契約實現の上に原則として十五年間以内に開拓をなす様決定した。同時に樹周の伐採率は六呎四 $1\frac{1}{2}$ 吋に低下する事に改められたのである。

又同法律の施行に伴ひ、チーク材に對し支拂はるべき借林税は二〇%に引上げられ、その標準率は五〇立方呎（八、八三立方呎）に對し一二五〇銖に決定した。又凡ての歐洲人關係のチークの伐採率は樹周六呎八 $1\frac{1}{2}$ 吋に引上げられたが之によつて北部チーク森林區域の最良のチークの六%が保護されたのである。

現在許可が與へられてゐるチーク借林權は二八あるが、其の八五%は歐洲人經營の會社により伐採業が行れる。殘る一四%が暹羅人及其他によつて經營されて作業し一%は森林局が直營してゐる。

チーク丸太の伐採浮流搬出は三つの河川を通じ大體六月頃より十月頃迄行はれてゐる。即ちサルウイン河からビルマのモールメインに至る西方流域並にメーイコン河東方より印度支那を通じてサイゴンへ流れる三流域を通じて作業が行はれてゐる。過去三〇年の間即ち森林局が創立されて以來、この三河川を通じ搬出された伐採チーク丸太總數は三五〇萬本であつた。

主要河川を通じてバクナンボ及パンコツクに毎年搬出されたチーク丸太の平均數は一〇萬本であつた。又西方のサルウイン河に搬出されるチーク丸太の平均數は約二萬三千本であつた。

過去十五年間に於ける暹羅全國の伐採チーク材の一年間に於ける平均數は約十一萬本であり、磬谷に到達するチーク

年		年		年		年		年		年	
四四四四四	十五	四四四四四	五	四四四四四	五	二二二二二	五	二二二二二	五	二二二二二	五
五五五五四	箇箇	四四四四四	箇箇	四四四四三	箇箇	二二二二二	箇箇	二二二二二	箇箇	二二二二二	箇箇
三二一〇九		八七六五四		三二一〇九		一〇九八七六		一〇九八七六		一〇九八七六	
九九九九九	年年	九九九九九	年年	九八八八八	年年	一〇九九九九	年年	一〇九九九九	年年	一〇九九九九	年年
一一〇〇〇	平平	〇〇〇〇〇	平平	〇〇〇〇〇	平平	〇〇〇〇〇	平平	〇〇〇〇〇	平平	〇〇〇〇〇	平平
一一〇〇〇	均均	五四三二一	均均	六五四三二	均均	六五四三二	均均	六五四三二	均均	六五四三二	均均
一〇九八七											
一〇九二〇八	一	四三〇九七	七四、五九二	一七〇	六七、九三二	一	一	一	一	一	一
七九一八六	九、一、〇	六五七一五		八八七、九四五	八八七、九四五	九八五	九八五	九八五	九八五	九八五	九八五
八三三四三	四、一、〇	七一九三八		一〇九	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二
〇七六〇〇	〇	五四六一七									
二一七六四	一〇	三〇七五六									
二二二二一	二一	一一一二二	二九、一七四	三一三	六六七一、	メコウ	メコウ	メコウ	メコウ	メコウ	メコウ
二二四六七	三、七、	四、一六二、		六六〇六、	六六〇六、	ン	ン	ン	ン	ン	ン
二五三五〇	四、七、	三一三六〇		四二一九八	四二一九八	支那	支那	支那	支那	支那	支那
七五六六五	三〇	三四五七一		五七八八	五七八八	に搬出	に搬出	に搬出	に搬出	に搬出	に搬出
六九〇二二	九三	六三二一五				したる	したる	したる	したる	したる	したる

丸太の平均容量は七四、七〇立方呎(一、一一立方米)である。尚次表最近三〇餘年間に於けるチーク丸太の年別搬出數の統計を掲ぐる事とする。

チーク材伐採と搬出

チーク材の伐採に關しては最近更改せられた森林法によつてその伐採は豫め森林局の指導官によつて、先づ伐採すべきチーク樹木に環状の印と番號が附けられるのである。

そして森林局のチーク材管理臺帳に伐採方法は最初樹幹の地上一呎六吋乃至二呎の箇所の周圍に、内外兩皮を通じ中心木質に達する様完全な輪状の刻目を附する作業をなし、其の刻目の深さ及幅は四吋乃至五吋である。この刻目は樹液の根本への流下を阻止し、樹木を漸次枯死さすためである。伐採すべきチーク樹は凡て少く共二年前に豫めその刻目を附さなければ、中には三年間を過すも尙完全に枯死状態に達せぬものもある。

チーク材は乾燥すれば、水に浮遊するも、樹木の青い間は浮遊しない特性を有してゐる。搬出が凡て水で行はれるため木材を先づ乾燥させる事を絶體必要とされてゐる。樹木は出来る丈、地上の近くから鋸で切斷される。凡ての枝は清掃され、樹幹は適當の長さに切斷され、其場で横切され丸太に變換される。又之等の採伐作業は降雨期に行はれてゐる。何故ならば幹が乾燥してゐるため、樹木が倒れる時に地上が柔軟であった方が、害を蒙る事が少いからである。數匹の象が丸太を牽引して最寄の川に之を浮遊して流出さす。丸太を牽引するのも、大體降雨期に行はれる。それは泥濘中の地上を牽出せしむる方が容易に滑走し易いからである。流れが激しく雨水で氾濫する時は丸太は本流の方へ運ばれる。機械によつて搬出せらるゝ方法は、之等搬出方法に一轉機を來らしめ、チーク丸太の輸送に重要な役目を果してゐる。最近アンゴロ、サイアム會社は丸太運搬鐵道を北暹羅のランパン區分であるバヤオメチャヤン借林區域に敷設した。この鐵道は險路を通じて敷設され、全長は四九一四哩にして丸太牽引用の七箇の蒸氣機關車が用意され、終點のメヨム河

まで運ばれる結果となつてゐる。

イースト、エイシアテツク會社はプラエ區分の借林區域に全長一一哩軌道を敷設したが、これは専らその積材車は象の牽引力を利用してゐる。ボルネオ會社はチエンマイ區分のムアンファン地方の險路の上に長さ三一二哩の軌道を敷設した。この會社に於ても象の力を利用し、積材貨車は象に牽引してゐる。軌道の終點からは急峻な斜面に滑材路を設け丸太を下り下す。

この外東北暹羅のメコツク借林區域に於ては、デコヴイル氏軌道が使用され、ポンペイ、ビルマ會社はランパン區分の借地林區域に運搬軌道を敷設し、ルイス、レオノエンス會社はそのチーク特許區域でチーク丸太を引張るためにカタピラトラクターを使用してゐる。

然しこの中最も發達した滑材路はマンファン借地林區域のボルネオ會社敷設にかかるものである。この滑材路は丁度半哩の長さを有し、森林の材木で作ったものである。この滑材路は進行中に數段の傾斜を通過して行く自動的な力を利用了したものとして、暹羅に於ては大いに獎勵されてゐる。

以上の記述によつて暹羅北部に於ては丸太輸送は近代的方法と舊式方法の二つが併用されてゐる状態であるが、將來は更に機械化され進歩するものと思ふ。

暹羅チーク製材と輸出

森林税關のあるバクナンボに到着するチークは、そこで検査され、その立方容量に對し政府は課稅を行ふ。こゝに於て借林權者はその搬出せる木材中優良なる丸太を選択し、不適當と認める丸太は其處で極めて廉價に賣却する。丸太の

總數の中三三・ペーセントは大體此處で賣却されると言はれてゐる。斯くして河を下り運ばれ盤谷上流の貯木場に貯置され、更に其處で丸太は再検査をされ、再分類の後製材所に送られる事となる。

チーク 製材 状況

暹羅のチークは形狀性質共に不均等であるから之を挽材機械にかけるが、此製材には多大の熟練と経験を要する。かくて搬出せられたるチーク木材の大半は盤谷の歐洲人經營の製材會社に於て製材されるが、この場合會社はこの粗材から可成の大きな材を製出する事に努力し、之に次いで厚板薄板、及小割材を製出する。大きな丸太で缺點のあるものは最初から厚板や小割材に製出せられるが輸出に不適當なチーク材の凡ては國內需要及其他に充てるため盤谷の市場に賣出され、此等は支那人の經營にかかる小規模の地方的製材所に引取られ更に其處に於ける残餘の屑材は手工製材の木挽業者に買取られる。

出来るチークの殘材は又斯うした工程を経て後全く賣却的價値のないものは燃料として地方に賣却される。そして鋸屑や屑は製材工場の火爐燃料に用ひられ實際の廢屑はほとんどないと言はれてゐる。盤谷には五箇の大いな歐洲人經營のチーク製材所があり、他に支那人及暹羅人に依つて作業されてゐる小製材所と手工鋸工場とがある。大製材所は大きな鋸と二つの並行した垂直の鋸のついた銑掛鋸及丸太を切斷する帶状鋸を使用し、横挽鋸は丸太を短い長さに横鋸するために使用せられる。そして小さい圓鋸は小角材や小さい形狀に挽割かるために用ひられる。帶状鋸は盤谷に於ては比較的近代的のものであるが、チークの様に固い材木を挽くのに果して適當かどうかは製材業者の間に研究されてゐる問題である。

暹羅 チーク 材 の 缺點

暹羅のチーク材はその成長は極めて不規則な形狀を有してゐる。之はその成長より伐採に至る迄百數十年の森林生活中幾多の有爲轉變を嘗めるが故に幾多の缺點を生ずる。従つて普通の木理正しく成長した材木と誠によい對照をなしてゐる。その缺點を分類すれば次の三點に歸する第一に成長に關する缺點である。即ち所謂彎曲樹(時としては特別の目的のため珍重されるが)と呼ばれる曲った丸太を作り屢々朽廢する缺點を有してゐる。又極めて枝が多く更に丸太の樹幹の中心木質に空間が生じ易いのは大きな缺點ともいへないが之が捻れた木理を生ずる原因となつてゐる。第二に木の中に這入り込んだ種々の腐蝕物に依つて出來た穴である。この腐朽はファ(蜂穴一種の蛾によつて)と稱するものによつて起されるものである。第三には昆蟲や動物によつて起される缺點である。これは不幸にして三者の中一番被害が多い。所謂蜂の穴は先づこの蛾によつて作られ、更に蛾は生樹の樹皮に產卵するのである。かくて卵は孵化し幼蟲となり、更に生長して強大な毛蟲となり、樹木に穴を穿ち縱横自在にトンネルを作る。この害蟲は暹羅及ビルマのチーク材に非常な傷害を與へ、その荒廢狀態は盤谷のチーク製材所ボンベイ、バーマ、トレイディング會社外一製材所の一例を見るも明瞭である。

一、ボンベイ、バーマトレイディング會社統計

角材一本當りの平均蜂穴數は

角材一本當りの最多蜂穴數は

外面に容易に認め得る蜂穴を有する角材數は總角材の

五、九箇
七〇、〇箇
八八

外面に蜂穴を認め得ざる角材數は總角材の

一一一

三六

二、某製材所統計

丸太の外面に表れた蜂穴總數は

一六、一二四箇

丸太一本當り平均蜂穴數は

二六、三九箇

外面に容易に認め得る蜂穴を有する丸太數は總丸太の

八八、一七

外面に蜂穴を認め得ざる丸太數は總丸太の

一一、八三

鳥類被害は主として啄木鳥(キツツキ)が屢々幼蟲を捕食するため、樹木に穴を穿つてしまふのである。

暹羅のチーク材貿易

暹羅の地方的に販賣せらるゝチーク材とサルウイン河を下つてビルマに達し、メコン河を下つて印度支那に送らる木材を除く外は凡て盤谷から輸出される暹羅の輸出材の總額は毎年暹羅のチーク產出高の約五五パーセントであると言はれてゐる。

暹羅のチーク材が世界市場にその名を博するに至つたのは一八八五年英國がビルマ合併後同地のチーク林を閉鎖した以後の事である。恰も世界造船業の勃興に伴ひチークの價の奔騰に刺戟せられ歐洲人は等しく暹羅のチーク事業に着目し、競ふてチーク伐採事業に投資するに至つたのである。斯くて盤谷のチーク輸出高は一八八七年迄の五箇年平均二萬噸(一三萬錫)

より一九〇九年迄の五箇年額平均八萬八千噸(一一〇〇萬錫)に激増し、その後經濟不況の深刻化と政府の濫伐禁止的政策により一躍四萬噸(五〇〇萬錫)に半減したが其後世界大戰の影響を受け七萬噸(一一〇〇萬錫)に達したが戦後の經濟恐慌に影響され、再び減退の道を辿つたが一九二七年以降は頓に好轉し現在では世界に於けるチーク生産の六五パーセントを占めてゐる。

又之等輸出の仕向先を見るに二十年前には盤谷チーク輸出の約十九パーセントは歐洲に向けられ、六二、五パーセントは印度及セイロン島に、そして僅か十五、六パーセントが東亞の市場に賣出されたのであつたが、更にその後には十二パーセントが歐洲に輸出され、二二パーセントが印度及セイロン島に、そして五四パーセントが東亞に輸出されるに至つたのである。この變化は一は印度政府が十五パーセントの輸出關稅を課した事と一は支那及日本市場との貿易が著しく増加したためである。然し對支チーク輸出貿易は近年不幸にして支那政情の不安により可成の動搖を見てゐる。尙最近五箇年の暹羅チーク材の輸出狀態を瞥見すれば次の如くである。

立 方 噸 パーツ

一九三〇——三一	六六、〇八七	九七三八、二八四
一九三一——三二	四二、九四六	四、九五〇、一七三
一九三二——三三	三七、七一九	三、三一〇、〇二九
一九三三——三四	四五、八六四	四、二七四、四七九
一九三四——三五	四五、一六一	四、五八八、八〇八
註	一立方噸は一、四一五八立方米	

○暹羅佛曆二四七九年度豫算

暹羅政府により、去る二月一日開院された人民代表議會の臨時議會に上程された佛曆二四七九年度（一九三六—三七年）の豫算案は國務院顧問ワーンワイデアーコーン殿下を委員長とする特別委員會の審議に附せられた後、閉院間際の三月三十日及び翌日午前の會議に再上程されたが、結局僅かに原案より一三、九五六銖を削減されたのみで、無事第三讀會を通過した。

一、歲出豫算

佛曆二四七九年度即ち本年度の經常歲出豫算額は、一〇〇、九七六、九三〇銖にて、昨年度よりも一、二二八萬銖（追加豫算を含む）、一昨年度より一、六五二萬銖（同上を含ます）の激増を示してゐる。

昨年度に比し增加を示した項目は、經濟省關係費（八二〇萬銖增加）、內務費（一三九萬銖增加）、文部省關係費（一七萬銖增加）、義務的支出（七九萬銖增加）等にして、減少を示した項目は公債費（五八萬銖減少）、宮内事務所費（五〇萬銖減少）等多數を占めてゐるが、何れも少額の減少を示せるに過ぎない。

經濟省關係費の激増は、本年度は八一三萬銖に上る鐵道局費を揭示した爲めで、昨年度は之を特掲してゐないから、恐らく鐵道收入より之を控除し純收入として豫算面に計上したものであらう。大藏省費の增加中一四五萬銖は阿片及び消費稅局費の増加であり、内政の改革充實に伴つて内務費は全面的に増加してゐるが、殊に刑務費、衛生費、土木費に於て著増を見えてゐる。上記土木費に關する議事要錄中興味あるのは、地方自治制の設置と共に必要を感じるに至つた都市計畫殊に水道計畫費が計上されてゐる點で、政府は之が遂行の爲め東洋より専門家を傭聘する豫定であると云ふ。文

部省費の激増は殆んど初等教育費一〇三萬銖の増加に負ふもので、他の費目に於ては次官皇費の五三萬銖増加を除けば前年度と略々同額又は減少を示してゐる。暹羅政府が第三期人民代表議會（全部民選議員より組成する）に到達する憲法所定の條件を目標とし、初等教育の普及に大童の活躍を續けつゝあることは、乏しき歲計中右初等教育費が甚だ高歩合を占め、而も年々著増を見つゝある點でも肯ける。本年二月二十日附盤谷タイムズ紙によると、一九三二—三年以降三年間に於ける初等教育試験合格者は全國總計一一七千人に過ぎなかつたが、本年二月八日現在報告済みの全國七〇縣中六〇縣に於ける右數は一、五五二千人にて、爾前三箇年合計數よりも一二三割餘の大激増を示し、着々實績を擧げつゝあるから、假憲法發布の日より十箇年以内に人民代表選舉權者の過半を初等教育試験合格者にしようとする憲法上の理想が實現する日も近く到来するものと期待される。義務的支出の増加は専ら恩給の増加によるものである。現政府は海軍充實六箇年計畫の他兵器の整備等國防力の増進に努めつゝあり、國防省費は當國にても總歲出の二二%餘を占める重費目をなすが、其の他海軍改良費として年々百萬銖を別掲してゐる。而も年々多額の膨脹を示しつゝあり、本年度も昨年度に比し七三萬銖の増加を示した。

宮内事務費は國王御幼少にて瑞西に御留學中であるから、年々縮減されつゝあり、公債費の減少は外債の低利借換へ

に因するものと見られる。

右經常歲出豫算を項目別に表示し、昨年度の同額と比すれば次の如くである。尙括弧内の數字は昨年十月末人民代表議會を通過した追加豫算額で、國庫残高より支辨された。昨年度豫算額は右追加豫算案の議會通過の際、各省間、省内外各局間、局内各項目間等に豫算額の相互融通が行はれたが、豫算總額には影響なく、且その詳細が不明であるから、茲には原豫算額を表示して本年度と對照した。

一九三六—三七年

一九三五—三六年

(單位：銖)

御 内 帮 金	四七五、二〇〇	五〇五、二〇〇
國 王 費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
恩 賜 金	一一〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
攝 政 會 議	五五、二〇〇	五五、二〇〇
皇 族 年 金	一一〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
公 債 費	八、三七二、四五七	八、九五〇、九三四
外 債 債	七一七〇、四五七	七、九九九、九三四
內 債 債	一、一二〇、一〇〇	九五一、〇〇〇
義 務 的 支 出	六、七三三、二七七	五、七八九、四二九
ラオ王族給與金	一六七、四〇〇	(一五〇、〇〇〇)
森 林 稅 制 當	一〇〇、〇〇〇	一六七、四〇〇
其 他 の ロイアリティ	一一一、八七七	一〇〇、〇〇〇
國 際 聯 盟 費	一三四、〇〇〇	一一一、〇〇〇
賜 金 及 恩 納	六、四〇〇、〇〇〇	一三三、〇七七
臨 時 費	一九〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇
海 軍 改 良 費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
國 務 總 理 官 房	一、三七〇、〇九九	一、四二〇、〇八〇
秘 書 官 室	八九、七四五	六九、〇三六
書 記 官 長 局	一七、四一六	二六、九〇〇
經 費	一五三、九三二	一三七、七五七
俸 紬	八三、七四〇	九四、一九六
經 費	四、〇〇〇	四五、七三九
臨 時 費	一四六、八七四	一五〇、八八八
俸 紱	一四、二七〇	二〇、四〇〇
經 費	九〇、九六五	一〇〇五
臨 時 費	四一〇、六一四	八六、〇九九
俸 紱	二三七、〇六五	二三三、一〇四
經 費	二二、五七五	四〇七、六四六
會 計 檢 查 會 議	五〇、四〇三	二四、二六九
情 報 部	四八、五〇〇	五三、五五〇
文 官 登 庸 委 員 會	九〇、九六五	六三、〇九一
國 防 省	二二、三〇〇、〇〇〇	六、四〇〇
大 藏 省	八、二六三、九三四	二一、六七一、三八二
大 秘 書 官 室	四一、〇三五	六、二七七、〇二〇 (五二五、〇〇〇)
次 官 室	一二六、五四〇	二四、七七五
經 費	一一、七九〇	一三四、二七〇

國 防 省	二二、三〇〇、〇〇〇	二一、六七一、三八二
大 藏 省	八、二六三、九三四	六、二七七、〇二〇 (五二五、〇〇〇)
大 秘 書 官 室	四一、〇三五	二四、七七五
次 官 室	一二六、五四〇	一三四、二七〇
經 費	一一、七九〇	一三三、〇〇〇

國庫局	俸給	一九三、〇五二
	經費	七七、七五一
	臨時費	三五六、七〇〇
	俸給	七一四、一五五
	經費	七九、五〇〇
	臨時費	四、九四八
會計檢查官長室	俸給	三九、三九八
	經費	八、一七〇
倉庫局	俸給	一六、八五五
	經費	六〇七、五六二
關稅局	俸給	一二五、一六〇
	臨時費	二九、四〇〇
阿片及消費稅局	俸給	一〇五〇、五四一
	經費	二〇七、四〇〇
主稅局	俸給	三〇、〇〇〇
	臨時費	一、二八八、二五四
外務省	俸給	一二三六、四一〇
	臨時費	一一、三一〇
	經費	八〇三、四五八
	臨時費	

秘書官室	俸給	二四、九四五
次官室	俸給	一二五、四五六
政務部	俸給	四七、九四四
諸公使館	俸給	六〇、〇二一
農務省	俸給	三八、八六〇
農務水產局	俸給	一〇、〇〇〇
治水局	俸給	二三八、八二七
	臨時費	二五一、四〇五
	經費	六、〇〇〇
	臨時費	一〇、〇四七
	經費	五三、二六五
	臨時費	四、二六五、七八一
	經費	二六、三九六
	臨時費	三八四、七三三
	經費	五七八、九六一
	臨時費	二〇二、二六三
	經費	

土地儀務局	俸給	八一七、六五四
	經費	一三九、六七五
	臨時費	六、三七五
山林局	俸給	四二六、七二七
	經費	三六五、五三〇
信用組合局	俸給	一八、五〇〇
	臨時費	一〇一、三四五
文部省	經費	四四、〇一〇
秘書官室	俸給	一一、一八一、四〇二
次官室	經費	二五、六四八
宗教局	俸給	五四五、九三三
體育局	經費	一六一、六五一
宗敎局	俸給	五〇〇
次官室	臨時費	四五、八九五
大學局	俸給	一六二、四三八
	經費	七九、六二四
	俸給	一九、八七〇
	臨時費	三三、〇〇〇
	經費	六三三、一三四
	俸給	一四五、八六五
	經費	二八、一二七
	俸給	一六三、五六八
	臨時費	四八、六七一
	經費	一六三、五六八
	俸給	七九、〇〇〇
	臨時費	五二、一四五
	經費	六六、五〇〇
	俸給	六三三、六八一

美術局	經費	四一二、八二〇
教育局	臨時費	二八、六三四
教育局	俸給	一八五、九二一
教育局	臨時費	五九、三〇〇
初等教育費	臨時費	三〇、四二〇
Redapandit Sathan への補助	臨時費	二、四一八、八九四
内務省	俸給	五二二、二六四
警務局	俸給	一〇九、六三〇
內務省	經費	五、六九七、八二六
內務省	臨時費	一一、一二三〇、三三〇
內務省	俸給	三五、〇二一
內務省	經費	四二一、四四八
內務省	臨時費	四七、五三〇
內務局	俸給	四、二一五、七八七
內務局	經費	一七、一六五、〇六〇
內務局	臨時費	四八六、一六四
內務局	俸給	二、八九五、八六八

經費
臨時費
地方自治助成

一、〇五九、一六八 (一〇〇,〇〇〇)
一九五、四三二 (六一,〇三七)

六四二、三六〇

七八三、三八四

經費
臨時費
地方自治助成

二、九九八、〇四〇

七三五、〇六六

經費
臨時費
地方自治助成

一、九三〇、七四五

八六九、四七八

經費
臨時費
地方自治助成

一、〇四八、三二五

一、三三三、九九〇

經費
臨時費
地方自治助成

一、〇四八、一六六

六七九、一六六

經費
臨時費
地方自治助成

一、〇四八、一六八 (六〇,〇四〇)

二、九四二、八五八

經費
臨時費
地方自治助成

一、〇四八、九七二

五〇九、九七二

經費
臨時費
地方自治助成

一、〇四八、九七二

六二七、〇六五

經費
臨時費
地方自治助成

一、〇四八、三二五

四一、五六四

經費
臨時費
地方自治助成

一、〇四八、三二五

七九八、五九九

經費
臨時費
地方自治助成

一、〇四八、三二五

七七〇、五八五

經費
臨時費
地方自治助成

一、〇四八、三二五

八八、六七九

經費
臨時費
地方自治助成

一、〇四八、三二五

七七八、七二七

經費
臨時費
地方自治助成

一、〇四八、三二五

六五五、二九二

經費
臨時費
地方自治助成

一、〇四八、三二五

二、九四二、八五八

經費
臨時費
地方自治助成

一、〇四八、三二五

支那銀行	經費	五六、六〇〇
臨時費	三〇、〇〇〇	五五、八一六 (四、〇〇〇)
科學局	臨時費	一〇七、八一八
鐵道局	臨時費	四〇、〇〇〇
人民代表議會	臨時費	一一四、一九五
宮內事務所	臨時費	一五、〇〇〇
內大臣府	臨時費	二、五〇九、四二七
鐵道局	臨時費	四、二三〇、〇〇〇
人民代表議會	臨時費	一、四〇〇、〇〇〇
宮內事務所	臨時費	三八七、三八六
內大臣府	臨時費	二六四、八九六
鐵道局	臨時費	一二二、四九〇
人民代表議會	臨時費	四八二、八八三
宮內事務所	臨時費	二六五、八一四
內大臣府	臨時費	一四一、五八九
鐵道局	臨時費	九四七、〇七五 (四〇、〇〇〇)
人民代表議會	臨時費	三三六、四六六
宮內事務所	臨時費	七三八、二三〇
內大臣府	臨時費	一四六、四一七
鐵道局	臨時費	一六八、八四五
人民代表議會	臨時費	四〇、〇〇〇
宮內事務所	臨時費	四八、八一三
內大臣府	臨時費	三七、九六三
鐵道局	臨時費	一〇、八五〇
人民代表議會	臨時費	一〇〇、九七六、九三〇
宮內事務所	臨時費	八五、九四八、九三八 (一、七四八、一三三)

二、歲入豫算

本年度の歲入見積額は一〇一、〇四二、〇三五銖にて、昨年度より一、五〇八萬銖、一昨年度より二、六五七萬銖の激増振りを示してゐる。之を主要項目に大別して昨年度と對照表示すると次の如くである。

タツクス	アユーテイ	手數料	雜收入	計
一九三六年——三七年	一九三六年——三七年	一九三五年——三六年	一九三四年——三五年	一〇一、〇四二、〇三五
三七、六三二、一二十四	三七、六三二、一二十四	二五、八七八、〇九六	一、四三四——三五年(単位——銖)	
五一、一一五、六〇〇	五一、一一五、六〇〇	四八、四九六、六〇〇	一、四三四——三五年(単位——銖)	
一〇、四一六、五一二	一〇、四一六、五一二	九、四二一、八五七	一、五四四——三五年(単位——銖)	
一、八七七、七九九	一、八七七、七九九	二、一六四、九〇九	一、五〇四——三五年(単位——銖)	
			一、五〇〇——三五年(単位——銖)	
			一、五二九、八〇五	
			三九〇、〇〇〇	
			一七八、〇〇〇	

三、資本的支出

本年度の資本的支出豫算は一二、四八四、九四〇銖にて、昨年度に比し三三一萬銖、一昨年度に比し七三〇萬銖の激増を示してゐる。右は國庫準備金より支辨されるが、右増額は國政の安定と共に漸次經濟開發方面に乗出す餘裕を示しつつあるものと見られる。その内訳を表示し、昨年度及び一昨年度と比較すれば次の如くである。

鐵道	港務	郵便及電信
二、三一〇、八〇〇	一、五〇〇、〇〇〇 (二、〇〇〇)	一四五〇、〇〇〇
九七五、三九七	一、五二九、八〇五	一七八、〇〇〇
四五、〇〇〇	三九〇、〇〇〇	四九

信用組合	一、四〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	五〇
商業飛行場建設	一一三,〇〇〇	五五、九八九 (一、二〇〇)	六三、五〇〇
道 路	四、五〇〇,〇〇〇	三、〇〇〇,〇〇〇 (二七六,〇〇〇)	一、一六五,〇〇〇
製紙会社株式代		一八三,〇〇〇	
製 紙 事 業	九五四、四一〇		
運動競技場建設	一一七、三八〇	三〇〇,〇〇〇	
水 先 宅 内	七三、二五〇	一五〇,〇〇〇	
液體燃料の設備	三四三,〇〇〇	九二一、八三八	
棉 作	一四八、一〇〇	二〇〇,〇〇〇	
家畜貿易増進	一〇,〇〇〇	一 (一〇,一〇〇)	
製 葉 の 發 達	五〇,〇〇〇		
綿 貿 易 開 發	三七九、六〇三		
電 気 事 業	八五,〇〇〇		
給水事業補助			
計		四五、〇〇〇	
一二、四八四、九四〇	八、八三五、五二七 (三四四、三〇〇) 五、一八三、三〇五		

九〇〇糀、本年度より着手して一八年間に完成する豫定で、五箇年後にはその中三、〇八六糀を三千萬銘を支出して建設する筈である。右は鐵道費の激増と共に、交通の便利増進による國內經濟の開發に對する政府の熱意を示すものと見られる。信用組合費の増加は勿論農民救濟の爲め信用組合を擴張増設するにある。

新規事業中最 大項目に製紙事業費九五萬銘がある。一九三四年十月初資本金百萬銘（政府は最初その五一%を引受けたが、後民間の募集成績不良の爲め八〇%を引受けることとした）を以て半島頭部のカーンブリーに製紙會社を設立したが、後民間の募集成績不良の爲め八〇%を引受けることとした）を以て半島頭部のカーンブリーに製紙會社を設立し工場の建設及び機械設備を獨逸の某社に請負はせたが、右費用が遙かに資本額を超過し、生産階梯に達する迄には一六六萬銘を要する結果に至つた。本年一月十日に開かれた同社の株主總會は、この窮境を離脱する爲め、本事業が生産階程に達する迄一時官營とされた旨を政府に要請し、政府も生産するに至れば民營の新會社に譲渡する意向の下に之を受諾した。右新規支出はこの結果にて、議會もこの支出を五三對一〇票の差にて承諾した。

○最近暹羅の對玖馬・蘭印貿易に就いて

本年五月二日の「盤谷タイムズ」紙に、暹羅が玖馬の商品、即ち玖馬糖を購入せざる場合には、玖馬政府は暹羅米に對し特殊税を課する計畫がある旨の「シティスター」紙の記事が轉載された。本稿は右に對し、七月一日の「盤谷タイムズ」紙に現はれた論説であるが、若し暹羅が玖馬糖購入の爲に爪哇糖の購入を差控ふるに於ては、暹羅・蘭印間の貿易關係に不利な影響を及ぼす事になる見地から暹羅米の輸入國及砂糖輸出國としての蘭印及玖馬の眞の立場を論議せるものである。

暹羅の對玖馬貿易關係は何れかといへば一方的なものであり、實際今日迄はすつと暹羅からの米の輸出が行はれてゐるのみで、即ち一九三三—三四四年及一九三四—三五年に於ける暹羅米の輸出總額は各八三、〇〇〇,〇〇〇銘及九八、四

〇〇,〇〇〇銖に上つてゐる。(兩年度の銖平均相場は各〇・七六及〇・六七蘭印盾である)。

暹羅の統計には玖馬は米の仕向國として表はれて居らずに、西印度諸島(英領を除く)が記載されてゐるが、同諸島に對し、一九三三—三四四年及一九三四—三五年に各七、〇〇〇、〇〇〇銖及一〇、七〇〇、〇〇〇銖の米が積出されてゐる。然し「ザ・レコード」誌—暹羅に於て發刊の唯一の經濟雑誌、但し四半季刊——には玖馬が記載されており、同誌統計に依れば、次の如くである。即ち玖馬向米の月平均輸出額は六〇〇、〇〇〇銖より九〇〇、〇〇〇銖に上り、それは前記統計年表に示されたる西印度諸島(英領を除く)に對する數字と一致する。故に玖馬向米の輸出は明かに西印度諸島(英領を除く)へ輸出するといふ謂である。かくする時は玖馬は「ザ・レコード」誌に示されてゐる程には暹羅米を輸入しては至らず、一九三六年五月二日の盤谷タイムズに表はれたる通りの輸入を行つてゐる事になるのである。

次に玖馬國統計の示す所に依れば、玖馬は暹羅より一九三三年に八九四、〇〇〇比(玖馬)及一九三四四年に一、七〇一、〇〇〇比(同)の輸入(米のみ)を行つてゐるが、同年玖馬より暹羅への輸出は全然行はれてゐない。(玖馬比は米國弗にリンクせるもので、一九三四年に於けるその平均相場は一九三三年の二盾(蘭印)に對し、一・五〇盾があつた)。米の數字に就ては暹羅と玖馬國統計との間に可成りの相違がある様に思はれる。之を蘭印の通貨に換算すれば暹羅統計では玖馬即ち西印度諸島に輸出された米は一九三三—三四四年及一九三四—三五年に於て各五、三一〇、〇〇〇及一、七〇、〇〇〇盾であるに對し、玖馬統計では一九三三—三四四年及三四—三五年に各一、七八八、〇〇〇及二、五五三、〇〇〇盾の輸入を示してゐるに過ぎない。

玖馬に關する暹羅の立場は云ふまでもなく妥當なる數字に依り、全く異つた方法で説明され得るのである。即ち暹羅に於ては恐らく前掲盤谷タイムズの記事により既に明なる如く暹羅の統計が基準とせられるであらう。然しそは普通の過ぎない。

方法ではないので、此の場合之を用ひては誤りとなる。何となれば、普通西印度諸島に輸出される米は主としてハバナに積出されるのであるが、船荷證券に記載されたるハバナなる語には米の最終仕向地が玖馬であるといふ意味は少しも無いのである。商品が外國に如何程輸出されるかを確める爲に、輸入國の輸入統計を基準にするといふ事は「間接貿易」に關する場合には特に望ましい事である。かくして此の場合玖馬の統計が決定的なものと考へらるべきである。

次に暹羅・蘭印間の貿易差額に就て考察するに、蘭印から暹羅への輸入總額は暹羅統計に依れば一九三三—三四四年には一一、五四〇、九一〇銖、一九三四—三五年には一一、九七八、〇六六銖に上り、之等の數字は砂糖及醸油が其の主なものである。

砂糖——暹羅統計に依れば爪哇糖の輸入量は一九三三—三四四年に一九、三三一〇噸及一九三四—三五年には二九、九〇三噸であり、價額は各三、九三七、〇〇〇及三、〇七七、〇〇〇銖である。該噸數は爪哇の統計に依るものであるが、暹羅統計に示されたる價格は譬へ、爪哇・暹羅間の運賃を參照しても幾分高目である。他方暹羅は香港、新嘉坡及彼南から砂糖を輸入してゐるが、之より見ても最も多いのは爪哇糖であると假定する事が出來よう。如上一九三四—三五年の輸入價額は七〇〇、〇〇〇銖と見積られるが、該價額は前掲一一、九七八、〇六六銖中には含まれてゐない。若し我々が之等の要因を共に考慮に容れる時は、暹羅の數字は殆ど正確なものと見て差支へないであらう。

醸油——

一九三三——三四年	一九三四——三五年
二、五一、七二九銖	二、七九四、八五九銖
三、四三五、七三六	三、七一五、九二〇銖

計

六、八九六、〇三八

七、六〇五、四六六

之等二品目、即ち輸入總額千百五十萬乃至千二百萬銖中既に約千五十萬銖を占めてゐる砂糖及醸油の外に、茶、果實及其他の蘭印生産物が僅かに輸入され、該價額は年々百萬乃至百五十萬銖と見積られる。

蘭印の統計に依れば、暹羅から蘭印への「直接輸入」は一九三四年一、六三五、〇〇〇盾及一九三三年に於ては三、一一八、〇〇〇盾となつてゐる。一九三四年の一、六三五、〇〇〇盾中、一、四八一、〇〇〇盾は米で、四六、〇〇〇盾は鹽魚である。故に最も重要なものは米及鹽魚であり、乾玉葱、干蕃椒等は極小部分の輸入品であるに過ぎない。然し遙かに多量なる暹羅米及暹羅魚は新嘉坡、彼南及其他馬來の諸港を經由して蘭印へ輸入されるのであるから前掲數字の訂正が必要となつて来る。

暹羅米——一九三四年に於ける蘭印への暹羅米の輸入總量は、爪哇統計には他の國々(馬來)を經由し来るものを別々に記載されてゐるので、正確に知られてをり、即ちそれは四、三二二、〇〇〇盾である。故に四、三二二、〇〇〇盾より一、四八一、〇〇〇盾を控除したる残り二、八三一、〇〇〇盾に訂正されなければならない。一九三五年に於ける暹羅米の輸入總額は六、六三四、〇〇〇盾に達し、直接輸入量は一、九二一、〇〇〇盾に上つてゐる。故に此年としては四、七一三、〇〇〇盾と訂正されなければならない。

暹羅魚——暹羅魚は實際には新嘉坡を經由するのみで蘭印に送達されるのである。此等の魚は大抵馬拉加海峽で捕れるものであるから彼南での船積は論議に容れぬ方がよい。一九三四年の新嘉坡經由に依る輸入は五六、〇〇〇噸に達し、該價額は九、一五七、〇〇〇盾である。故に其の平均價格は一噸當り一六〇盾と見積られる。輸入總量五六、〇〇〇噸中

如何程が暹羅、印度支那、馬來或は蘭印からのものであるかを見出すのは興味ある事である。實際には此等の輸入された魚の一部は蘭印自體で捕れたものであるといふ事は云ひ得ないのである。何故なら蘭印に於ける漁業の大中心地であるバガン・シ・アビ・アビはK.P.M汽船に依つて爪哇の諸港と直接に連絡を保つてゐるからである。バラ荷品である所の所謂イカン・・ブサクは同汽船に依つて積出され、今日では最早往時の如く新嘉坡は經由して行かないものである。

尚バガン・シ・アビ・アビ、ボルネオ及新嘉坡間に特殊な魚の貿易が行はれてゐるが、前掲取引の大量なるを考慮する時は、之等をも亦看過して差支へないのである。馬來はそれ自體大漁業を有し、容易に自國の需要を充し得るのである而して大漁の年には供給過多である爲に餘剰は輸出に振向かられるのである。一九三四年に於ては總量五三、〇〇〇噸の乾・鹽魚が馬來(實際は新嘉坡のみ)に輸入され、而して五〇、〇〇〇噸が輸出された。前記の如くに五六、〇〇〇噸といふのは一九三四年に新嘉坡より蘭印へ輸出されたものである。故に此等の數字は一致しない事になるが、それは異種類の魚に對しての分類が異なる所から來るのである。一九三四年の馬來に於ける魚の輸入總量五三、〇〇〇噸中、二九、〇〇〇噸は暹羅より、一六、〇〇〇噸は印度支那より輸入せるものである。新嘉坡に輸入した暹羅魚をすべて蘭印へ再輸出するといふ事はあり得るのである。何故なら馬來の漁業は容易に國內需要を充たし得るからである。之に就ての決定的結論を前述數字から抽出出す事は不可能であるが、若し一九三四年に於ける新嘉坡より蘭印への暹羅魚の再輸入を二〇、〇〇〇噸と見積るとしても、まだ大體は低目である。

故に蘭印への暹羅魚の輸入數字は次の如く訂正せられなければならない。即ちそれは二〇、〇〇〇噸に一六〇盾をかけたものより四六、〇〇〇盾を控除したる残り、即ち三、一五四、〇〇〇盾となるのである。

最近數年間に於ける暹羅・蘭印間の貿易に關する數字に訂正をなしたる所より察知するに、一九三四年に暹羅は初め

て蘭印へ賣るのよりも買ふ方を多くしたので、蘭印側に於ては四八九、一五一盾の出超を示したが、之は蘭印への米の輸出が極僅少であつたといふ事に基因するのである。一九三五年に蘭印は多量の暹羅米を輸入したので一九三四年との差は二・〇〇〇、〇〇〇盾である。故に若し他のすべての事情が現在のまゝであるなら一九三四年に於て暹羅は四八九、一五一盾の入超であつたものが、一九三五年には約一五〇萬盾の出超となるであらう。

一九二六年の爪哇に於ける甘蔗植付面積は米栽培の減少の結果、可成り擴張される事になるであらう。而して將來此の状態は繼續するものと豫想される。故に蘭印への米の輸入増加は期待され得る事であり、若し此の輸入を自然の成行に委せる時は確に暹羅の貿易は爪哇への米の輸出を増加する事に依り好調を來すであらう。

上述の理由で一九三四—三五年は暹羅・蘭印間の貿易差額の正常なる状態を示してゐないので、此の年は暹羅・蘭印間の貿易を論ずる爲の決定的基準と見る事は出來ない。暹羅が蘭印から輸入するより數百萬盾を多く輸出する方が普通の状態であらう。而して此の點に關し、一九三五年は著しい量額に達するであらう。豊富なると否とに拘らず爪哇の米作の產出高と、而して可成りの程度迄土人の購買力の増進といふ事が對すると同様、米に對しても又此等の數字の上に著しく優勢を示すであらうといふ事は明らかである。更に經濟状態の改善に依つて蘭印を過去數年間に於けるより今一層重要な暹羅の生産物の購買者たらしめ得る事は無論の事である。其の外又貿易の差額を吟味する時全品目に對して同等に重要性を附するか否かといふ事が疑問となる。而して之に關し、米及魚が一般に暹羅の生産者にとつては最も重要なものであるが、石油は蘭印の小部分のものにとつてのみ興味あるに過ぎないといふ事を考へる時、餌油、米、魚の如き品目を同等の位置に置いてよいかどうかが疑問となるのである（イラン及イラクの如き石油輸出國では之の輸出を貿易の均衡を得る品目としては認めてゐない）。

暹羅の對玖馬及對蘭印の貿易關係を總括すると次の如き數字が得られる。

即ち暹羅より玖馬への輸出（玖馬統計に依れば）——一九三三年に一、七八八、〇〇〇盾、一九三四年に二、五五三、〇〇盾。

玖馬から暹羅への輸出——無し。

暹羅より蘭印への輸出——一九三三年に九、四四五、〇〇〇盾、一九三四年に七、六一〇、〇〇〇盾、一九三五年に九、七四一、〇〇〇盾。

蘭印より暹羅への輸出——一九三三—三四年に八、七五三、〇〇〇盾、一九三四—三五年に八、一〇九、〇〇〇盾。

玖馬統計を基準とすれば、暹羅・蘭印間の關係は玖馬との關係よりも更に重大であるといふ事が明らかになつて来る。玖馬政府が現在暹羅に關して理論上計畫してゐる方法は暹羅をして玖馬側の意志に従ふか或は玖馬との米の取引を廢棄するかの何れかを選択せしめる事となるのである。然し實際に於てはその立場は全く異つてゐる。何故なら他の米の二大輸出國中、印度支那は砂糖を極僅少輸入するのみであり、又英領印度に於ては砂糖は殆ど自給自足の状態であるからである。かくして品質及價格が玖馬に最も適するが故に特別に輸入される所の暹羅米に對して重稅を課することは他を害さうとして却つて己れに不利を招く結果になるといふ事を示してゐる様に思はれる。

暹羅に輸出するに好適なる玖馬の唯一の商品は砂糖である。一九三四—三五年に於ける暹羅への砂糖の輸入總量は三八、〇〇〇頓であり、中三〇、〇〇〇頓は蘭印より而して残餘は香港、彼南、新嘉坡、印度、支那等より輸入せるものである。

故に暹羅が玖馬から砂糖を輸入する場合には、暹羅は爪哇糖を以前よりは少く輸入せねばならず、従つて暹羅は明か

に蘭印に於ける利害關係と攻馬に於けるそれとを比較考察しなければならないであらう。

暹羅の人々は蘭印との貿易關係に就て、蘭印への輸出は大部分が新嘉坡經由で行はれるので暹羅統計では新嘉坡へ輸出する様になつてゐるのであるといふ風に明瞭な考へを有してゐるか否かは疑問である。

前述せる所より見ると、暹羅及蘭印間の貿易は暹羅へ醤油を輸出する事に依つて最近數年間は均衡が取れる様になつて來た。若し該輸出が貿易の均衡を失ふとするならば、その結果は暹羅側に於てかなりの貸方^{レッジ}を生ずるのである。蘭印は最早暹羅米の取引先として數年前の如くには重要性を有しないが、それにも拘らず、事實米作の平年或は凶年の場合には——蘭印に於ては殆どきまつて起るのであるが——蘭印は近隣の國々より多量を購入しなければならない状態である。故に暹羅は蘭印への米の輸出に對しては弱みを持つて居り、更に都合の悪い事には蘭印の巧妙なる米の購買策の結果、蘭印の要求物は最も有利な取引を行ひ得る國々に於て求められるからである。又、暹羅の乾・鹽魚の輸出に於ても將來増加されるべき輸入税及割當制を課せられるために損害を蒙り易いのである。該制度は蘭印が漁業を保護する爲に提議したものであるが、今日迄此の方面に對しては何もなされてはゐない。

雑報欄

○盤谷に於て暹羅人に日本語教授の事業

本事業開始の經緯

最近日暹間の親善關係の增進に伴ひ、暹羅人中日本留學乃至視察旅行に赴かんとする者多きを加へ、之等暹羅人は渡日前在留邦人有志等に就き個々に日本語を學習する者ある一方暹羅人一般も日本語修得の希望者少からざる趨勢となつた。茲に於て之等希望者の要求を充し、旁々一層之が氣風の助長を計る爲め在暹日本人會の事業として日本人小學校内に日本語講座を設け日本人小學校訓導を以て之が教授を擔當せしむることとしたのである。

然るに之等暹羅人の多くは現に大、中、小學校等に通學中の學生、諸官廳に奉職中の文武官其他商業に從事せる者等で、各人の學歴等甚だしく區々たるものある外、各の立場の異なるによつて學習目的を異にして居る爲め、之が教授に少からざる手數を要する處當時日本人小學校に於ては教員一人が各々三學級を受持ち居る狀況で右二教員のみを以て之に當らしむることは酷暑の盤谷としては過重の嫌もあり、旁々此際學校訓導一名を増員し小學校自體の教授を改善すると共に同訓導をして前記暹羅人に對する日本語教授に主として當らしめ、他の二教員をして之が補助を爲さしむることとしたのである。

事業責任者 在暹羅日本人會長 鈴木宇治

事業方 法

六〇

毎日午後四時より九時半の間に於て一時間半乃至二時間行ふ。

但し日曜、日本の祝祭日、遅羅國祭日等の休日は之を除く。
一般希望者及官吏、學生等を必要に應じ其の學力の程度により區別して教授をする。而して學習希望者は各自の職業の繁簡、學生自身の學期試験等の關係上、自然絶へず人員増減し一定しないが最大限三十人前後である。

右日本語教授中特に纏つた聽講者は左の通りである。

- 1 昭和十年六月より昭和十年九月末迄 日本視察旅行に赴く警察官吏に對し特別クラスを設けて教授。人員十一人
- 2 昭和十年九月より昭和十年十一月末迄 日本留學の海軍將校二十三名及陸軍將校十三名に對し特別クラスを設けて教授。
- 3 昭和十年七月より昭和十年八月末迄 日本の醫學校入學希望者及名古屋獎學資金に依る日本留學の希望者の爲特別速成科を設けて教授。

其他左の通出張教授をした。

昭和十年十二月一日より昭和十一年二月末迄 渡日の海軍將校、下士、兵員等百餘名に對し特に毎日午後三時より五時迄遅羅國海軍兵學校に出張教授。

○國際學友會館狀況報告

會館學生異動及現況

(自昭和十一年二月一日
至昭和十一年五月廿五日)

開館 昭和十一年二月一日

(退) 館 國 簿 人數

四月	シ	シ	シ	コ	ジ	イ	シ	ア	フ	ガ	ニ	ス	タ	ム	三
三月	ヤ	ヤ	ヤ	ロ	ヤ	ン	ヤ	バ	ド	ム	ム	ム	ム	ム	二
二月	ム	ム	ム	ア	ム	バ	ド	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	一
一月	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	一
十二月	一	三	一	三	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十一月	七	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	一

私官計
費用

(退) 館 國 簿 人數

五月	シ	シ	シ	イ	シ	ア	フ	ガ	ニ	ス	タ	ム	ム	ム	一
四月	一	五	日	一	五	日	一	五	日	一	五	日	一	五	日
三月	一	九	日	一	九	日	一	九	日	一	九	日	一	九	日
二月	二	二	日	二	二	日	二	二	日	二	二	日	二	二	日
一月	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

六一

學生學歴及志望學科

六二

シヤム	商業經濟
一五名中セコンダリー、スクール卒業者	會計
一二名、他は六七年終了。	政治
セコンダリー、スクールは一一八年まで	農業
(小學四年卒業後)	工學
本國カレヂ及ユニヴァーシチー等に在學	應用化學
したる者數名あり	體育
アフガニスタン	二
獨語系カレヂ卒業三、内理大一年修了	二
佛語系カレヂ卒業三、内理大一年修了	一
インド 宜立商業學校卒業一	一
インド 宣立醫學校二	一
ジヤバ 同地高等學校卒業二	一
コロンビア 美術學校卒業一	一
学生の志望學移は上記の如くなるも「シヤム」學生中三、四名は上級專門學校又は大學への入學準備として、中等學校編入々學を希望する者がある。	二
「アフガニスタン」學生に對しては特に考慮して、各志望により帝大に四名工業大學に二名聽講生として入學方斡旋中	二

である。

「コロンビア」學生は東京高等工藝學校に入學せしむる豫定。

其他は急を要せないので後日の考慮に譲る。

目下通學中の學生四名

早大理工科	一人 (ジャバ)	東京商大	一人 (インド)
東京齒科醫專	一人 (インド)	慶大醫學部	一人 (インド)

會館日本語教授 (教授二名)

第一部	二月十日開始 午前十時—十二時	學生十一名
第二部	四月六日開始 午前十時—十二時	學生十二名

授業料

目下
卷二 教授 依田氏

前記、通學生四名は時間の關係上缺席。

小學國語讀本を教科書として使用基礎的教授をする。

進度 一ヶ月 一冊

教室の正規授業は一日午前中二時間であるが晝夜共に教授及職員隨時個人教授を行ひ日常會話、必要語を習得せしむると同時に日本の風俗、習慣、文化等に關し談話を交ふ等補導に努めて居るが、結果良好で學生の日語上達顯著なる

ものがある。

英語教授

三月三十一日開始 教授(外來) 德澤氏

初等 每火曜及金曜 午後三時——四時
上級 " " 午後四時——五時 有料

圖書館

學生の日本文化研究其他に資するため英、獨、佛語の書籍を漸次購入して書庫に藏し尙外國新聞、雑誌も自習室に備へ隨時閲覧に供す。

娛樂室

娛樂室にピンポン二臺、蓄音機、ラヂオの備付あり。但し時間を一定す。

運動

運動場なし。體育、保健並に氣分轉換のため必要を痛感目下考慮中なり。

學生日常生活狀態

起床 五時——七時

午前 各自々習の後日本語學校出席

午後 隨時外出(新宿、銀座及神田方面多し)

夜は散歩等より歸館後學習

土曜日の午後及日曜日はよく外出、諸方遊覽及映畫觀覽(新宿、日比谷方面)を樂みとするやうである。

會館 夜間門限 十一時

食事(一階食堂)

朝食 六時半——八時 パン、牛乳、鶏卵

晝食 十二時——一時 ライスカレー又は類似の食

夕食 五時——七時 米飯 洋食又は和洋折衷料理

保健及衛生

原則として健康診斷を行ふこととして居る。氣候風土異り風住等生活様式の變化より生ずる影響を懸念したが、幸に特異なるものを認めず、感冒に罹り胃腸を害した者數名あつたが皆輕症にて直ちに治癒した。

入浴 浴室新築 沐浴一「シャワー」六

各國學生別に一日の時間を割當て一定して居る。

皆「シャワー」を好み最近は入浴する者は少い。

學生の氣風態度

概して性温順明期にして本館の施設待遇等に對しては満足の意を表し格別の不平を聞きいたことはない。一般日本人の好意親切を感謝し、日本人學生との友交を衷心喜ぶの風がある。留學生としての自己の使命義務等を自覺して克く勉

勵し、殊に政府派遣の留学生は志操堅固で緊張の度が強く見られる。日本語習得に對する態度は眞摯且熱心なので、その進歩も速で、中に驚歎に價する者がある。喫煙者は數名あるが飲酒者はない。(館内飲酒厳禁) 斯の如くで今日までに問題を惹起したことなく、又憂慮すべき事象を見ず、平穏裡に經過したのは至幸とする所である。只規律及時間に關する觀念に乏しい者があるのは遺憾であるが漸次矯正に努め居る次第である。

共同生活の實狀

五ヶ國學生の集團生活なるに不拘人種、宗教、言語、風習等の相異を超越して起居團體、出入常に相提携する等、全く和親協同の實を擧げ全館當々たる雰圍氣の醸成を見たのは洵に欣快とする所である。然し假令純真なる學生と雖、其の感情の動きは微妙なるものがある、故に當時細心の注意を拂つて之に對しつゝある。

學生啓發事業

學生の啓發に資するため講演會、座談會及日本文化紹介映畫會を開催し、時として見學旅行等をも企畫實行することとなつて居るが會館創始以來日猶淺くして其緒に就くの遅なき狀態であつたが向後は適宜實現を見るであらう。

會館行事

- 一、四月十六日 観櫻會(埼玉縣幸手)
- 一、五月三日 帝大五月祭參觀

- 一、五月六日 茶話會(帝大日本人學生、齒科醫專學生を含む)
- 一、五月九日 學生相撲大會(國技館)觀覽
- 一、五月十二日 須永農場見學遊覽
- 一、五月二十二日 國技館大相撲觀覽

文化團體よりの招待會出席

- 一、二月二十一日 日本文化聯盟(茶話會)
- 一、四月二十五日 アフガン俱樂部招待、アフガン學生のみ(夕食東洋軒)
- 一、五月十日 日邇親善の集(白木屋ホーリー)
- 一、五月十三日 國際文化振興會(茶葉清澄庭園にて職員學生全部)
- 一、五月十八日 惠泉女學園

主なる外人來訪者

- アフガニスタン一等書記官
- コロンビア公使
- シヤム公使
- インドネシア留日學生
- ジャバ醫學校教授及議員

獨逸柏林「デル フィルム」誌通信員 H・W ベツツ氏

理事會

出席 七名
（宮島

主辦單位
文化團體招待

文仁園體詩稿

出席　日印協會、比律賓協會、日華學會、日語文化學校、アフガニスタン俱樂部

在館學生國籍並に志望別一覽 (一一、五、二五現在)

卷之三

政會經商	志國望籍
治計濟業	シヤム
一三一三	アフガニスタン
一一一	イーント
一一一	ジヤード
一一一	ジヤバ
一一一	コロンビア
一一一	計

氏名	年齢	国籍籍	志望専攻	渡日年月日	入館年月日
アーヴィング、チャーチ ハキーム	二一	アフガニスタン	経済	一一、一二、八	
ラヒミ	二一	鞍山(採礦冶金)	経済	一一、一二、八	
モハメッド、ハツサン	二三	紡織(毛織物)	経済	一一、一二、八	
" " "	"	"	"	"	"

在館學生一覽
(昭和一一、五、二五現在)

○帝國軍艦夕張の訪暹

帝國軍艦夕張は本年四月廿七日午前八時暹羅メナム河口を距ること約五浬の沖合に到着し（河口の浅瀬の爲盤谷迄遡航不可能）総宣司令官、以下乗組員は（下士官兵は交代にて）暹羅海軍側の差廻しの汽艇でパクナムに上陸、同地より電車で盤谷に至り帶在四日の間暹羅側國防省及在留邦人の熱誠なる歓迎を受け、充分交驩の使命を全くした後同月三十日午後五時サラワクに向け出航した。

之より先ダ張が南洋方面巡航の途次暹羅國を訪問することに決定するや暹羅國側は海軍部長ビヤ、ヴィチャヤンを中心とし別に海軍側四名及外務省側二名より成る接待委員會を設け、中堂海軍武官及在暹日本公使館と協力し、歡迎に付てのプログラム其他のアレンデメントを整へた。入港當日、森代理公使、陸海軍武官、在留邦人代表は暹羅側よりの國防省代表陸軍少佐ルアン、ヨード Major huang Yod-suudh 海軍部代表海軍少佐ルアン、スンダオン hi-Commander

ナガヤ ht-Commander

ラシット、ニラヨン	二三
チヨイ、ミシム	二六
アンミー、ランチヤクテ	二七
パンダヤツト、チエンブラシット	一五
チャラム、スインガム	一七
政 治	四
體 育	四
工 業	四
學(土木)	四
農 業	四
商 業	四
一一、	一、
五、	四、
一四	一五
一五、	四、
一五	一七

huang Sungwon Yuhkit 其他接待委員と共に午前五時盤谷發バクナム沖合に於て夕張の到着を出迎へた。同艦碇泊中特に注意すべき事項を擧ぐれば左の通である。

一、二十七日夜國防參議ルアン・ビブン、ソングラーム大佐は一行歓迎の爲盛大なる晩餐會を催し外務參議ルアン・ブライアント、侍從武官長ビヤ、ヴィチット、ウォング中將、海軍部長ビヤ、ヴィチャン大佐、外務省顧問プリンス、ヴァンダニア等出席。同席上國防參議より挨拶あり之に對し司令官よりの答辭あり、宴後餘興として別席に於て暹羅芝居の接待があつた。

二、二十九日は會々天長の佳節に當り、同夜日本公使館に於ける司令官及幕僚歡迎の爲の森代理公使主催晩餐會には暹羅側よりは外務、國防、文部、内務の各參議並に侍從武官長、海軍部長、外務省顧問等の外國防、外務兩省より多數の高官の出席あり、同席上代理公使及司令官より夫々挨拶をなし、宴後に公使館所藏の映畫及夕張の携行し來た映畫を併せて映寫し深更迄和氣藪々裡に交驍の夕を過した。

三、アティット殿下を首座とする攝政會議は、三十日王宮内ヒロマビマン殿に於て森代理公使の紹介で司令官、艦長及幕僚に對し拜謁を賜つた。

四、海軍部長ビヤ、ヴィチャーン大佐は廿八日午後海軍部對岸の王室棧橋側廣場で一行の爲レセプションを催し且三十一日夕張の出航には艦上のアツトホーム出席者森代理公使等と共に夕張の出航をバクナム沖迄見送つた。

五、暹羅側は夕張滯泊中司令官及艦長の爲各一臺宛自動車を提供し、且一同の、艦及盤谷間往復の爲「バクナム」盤谷間に特に特別電車を仕立て無賃にて使用に供し、又二十八日及三十日の兩日に亘り約二百名づゝ上陸せる下士官兵の市内見物の爲にはトラック十數臺を提供した外、夕張艦投錨地バクナム間には二隻の汽艇を用意する等出來得る限り

の便宜を計られた。

一昨年二月軍艦球磨及昨年三月練習艦隊の往航に引續く今回の大張訪邊に際しても、暹羅側特にビヤ、ビチャーン大佐等海軍側は特に好意ある歡迎振を示し、我夕張乗組員一同も充分満足し離盤せる様認められた。

軍艦夕張碇泊中行動日程

四月廿七日（月）第一日

- 五、〇〇 森代理公使、陸海軍兩武官、日本人會長、同副會長、在鄉軍人暹羅國分會長、三井、三菱、正金、商船代表者、暹羅國國防省及海軍部代表者五名、特別列車に搭乘バクナムに向ふ
- 五、三〇 バクナム着、交通船に乗り錨地に向ふ
- 八、〇〇 夕張入港、乘船挨拶打合、禮砲交換
- 九、〇〇 司令官一行と共に日暹代表者艦發、バクナムに向ふ
- 一〇、三〇 バクナム上陸
- 一一、〇〇 サラデン着、司令官、艦長及幕僚日本公使館に向ひ晝食、爾餘の將校は武田病院にて食事
- 一四、三〇 司令官、艦長、王宮、各攝政邸、ナリス殿下前攝政邸伺候署名
- 一五、二〇 司令官、艦長、國務總理訪問、總理は病中にも拘らず親しく一行を迎へた
- 一五、三五 司令官、艦長、國防參議訪問、海軍部長の許に參謀派遣
- 一五、四五 司令官艦長、外務參議訪問、終て公使館に歸る

一八、〇〇——一九、三〇 國務總理、國防參議、侍從武官長答訪
二〇、〇〇 國防參議主催晚餐(夜會服勳章佩用)、餘興

四月廿八日（火）第二日

六、〇〇 下士官兵二五〇名、艦發上陸

八、〇〇 同右 バクナム着電にて盤谷に向ふ

八、三〇 サラデン着

九、〇〇 司令官、艦長、幕僚、下士官長無名戰死碑參拜終て市内見物

一二、〇〇 海軍武官は司令官、艦長其他准士官シャム海軍幹部日連協會役員其他選人有力者及主要在留邦人を海天

樓に招待晝食

下士官兵はサラロム苑にて晝食

下士官兵は右終て市内見物、日本人會に立寄り接待を受く

一五、〇〇 下士官兵サラデン發バクナムに向ふ

一五、三〇 バクナム着歸艦

一七、〇〇 邊羅海軍部長海軍部に於て司令官、艦長其他准士官以上を茶に接待同席には特に渡日せる人民代表議員及日連協會役員等出席

二〇、〇〇 日本人俱樂部にて日本人會准士官以上を招待

四月廿九日（水）第三日

五、〇〇 陸泊中の士官、サラデン發

五、三〇 右バクナム着、軍艦に向ふ

一三、〇〇 司令官其他艦發陸上に向ふ

一四、〇〇 右バクナムにて乗車

一四、三〇 サラデン着

二〇、〇〇 日本公使館晩餐(夜會服勳章)日本映畫の餘興、特に邊羅海軍部より軍樂隊の演奏あり

四月卅日（木）第四日

六、〇〇 下士官一五〇名艦發上陸

八、〇〇 右バクナム着、乗車

八、三〇 右サラデン着、市内見物、第二日の通り

九、〇〇 司令官、艦長及幕僚其他攝政に拜謁

九、三〇 司令官一行及艦上アツトホーム招待者、サラデンにて乗車。邊羅海軍部長「アツトホーム」に出席

一〇、〇〇 右バクナム着、交運船にて夕張に向ふ

一二、〇〇 アツトホーム

一五、〇〇 陸上見物中の下士官各サラデン發

一五、三〇 同右バクナム發

一七、〇〇 同右軍艦着

一九、三〇 同右軍艦着

一八、〇〇 海軍部代表及アツトホーム被招待者交運船二隻に便乗、夕張發バクナムに向ふ
二〇、〇〇 右バクナム發、盤谷に向ふ

四月二十七日夜國防參議主催晚餐會に於ける同參議挨拶要旨

少將閣下並に士官各位

今回貴國軍艦夕張の來航に際し、國防省並海軍部を代表して、閣下並に艦長士官各位を御懽待するの機會を得ましたことは、私達の光榮欣快に堪へない所であります。

日遼兩國間に非常に古くより厚き親交あり、且今や日に親密の度を増しつゝあることは今更改めて申す迄もないことであります。今回の御來航も兩國海軍間の交情を温め且兩國民間の親善に拍車をかけることでありませう。

最近我海軍は貴國に軍艦を數隻注文致すことになりました。幸に貴國一般の特に貴國海軍の熱心なる援助により、その建造着々と進捗しつゝあることは誠に喜ばしきことであります。又右建造監督其他の爲我遼羅海軍士官が最近屢々貴國を訪問致しまして、其の度に貴國の官民より各種の便宜を供與せられ、極めて敦厚なる懽待を受くるの光榮を有しましたことは私共の忘れ得ぬ所であります。之は兩國間の親交は政府間たると民間間たるとを問はず、恒に不變の親密を維持して居り之を阻害する何物もなきことを如實に示すものであります。私は此の機會に於て深厚なる感謝の意を表す次第であります。

終りに閣下並に士官各位の健康の爲め、並に貴下等の代表せらるゝ日本國海軍及日本國民の御繁榮の爲に乾杯致したいと存じます。

四月二十七日於國防省主催晚餐會夕張艦司令官答辭要旨

國防參議閣下並に各位。

今回我軍艦夕張艦が貴遼羅國を訪問致しましたに當り、貴國官民各方面から非常なる御便宜を御供與下され、且又夕張は斯る盛大なる饗宴を我等の爲めに御催し下さいましたに對し、我々一同深く光榮に存する所であります。且又今夕張艦乗組員一同を代表致し茲に衷心感謝の意を表明するものであります。

只今は國防參議閣下より御懇篤なる御挨拶を受けて恐縮する次第であります。閣下が申された如く貴國の優秀なる海軍士官が我日本を訪問視察されるに當り、我が官民が御世話申上げたことが日遼兩國間に現に存する親善關係を一層敦厚ならしむるに役立ち、又我軍艦が貴國を訪問し貴海軍側と交驩することに依て兩國海軍間の諒解を増進し引いて東洋の平和に貢献する所大なるものありませうとの御期待を承る事は、私共の非常に愉快に存する所であります。

又最近貴海軍が我海軍の優秀なる點を御認識になつて、貴海軍用軍艦を多數我國に御註文されました御好意に對し私は深く満足に存する次第であります。今後共一層貴國と我國との海軍間の相互諒解認識を深め相共に東洋の平和世界人類の幸福の爲めに協力し度いと希望する次第であります。

終りに臨みまして、今回夕張艦將校並に兵員一同に與へられました、貴遼羅國の御好意に對し重ねて感謝の意を表すと共に、參議閣下並に遼羅國防軍士官其の他各位の御健康を祈り且つ遼羅國防軍及遼羅國民の御繁榮の爲めに乾杯致し度いと存じます。

○獨裁制採用の風説

「近く政體の改變が行はれ、國務院全體を獨裁者とする一種の獨裁制が採用される筈で、既に國務院も之を是認した模様である」との風説が先般遼羅に於て廣く流布されてゐる。之は恐らく五月二十日附サイアム・ニウス特別號に發表された國防參議ルアン・ビブーン・ソンクラム大佐の寄稿に起因するものと思はれるが、國務院書記官長ナーアイ・デレク・チャイナーマ氏は、クルンティップ・ワラサブ紙の代表に對し强硬に之を否定し、國務院は未だ曾て斯る事項を議決したことなく全然無根の風説なる旨を成文で回答した。

右國防參議の寄稿は大要次の如くである。

「現今遼民の大部分は充分なる自由を要求する傾向があるのみならず、中には違法の自由さへ欲求するものがある。自由を削減するとして法律の改正方を請願する者も絶えなかつた。然し政體の如何に拘らず、苟しくも愛國者たる者の理想とする獨立、急速なる進歩、幸福、向上を達成する必要があるなら、この理想に添ふ爲め、政治の信條を次の二項に分割するのが至當である。

(一) 政策に就いては、國民大衆の意見を求めてその要求を知り、政府はこの要求の方向に添つて進まねばならぬ。

斯て政府が宣戰を必要と思考する場合にも國民の反対があれば宣戰すべきでない。

(二) 政治の指導管理に就いては、民主主義によると國運の進展は達せられぬかも知れないと考へる。この主義はもし不運ならば吾人に災厄を齎す。この主義の下では年少者は長老を尊敬する必要がないし、部外は上長を畏怖する必要がないからである。吾人の殆んどは徒に安逸を求める努力は安逸を阻害する病災と見る。凡ての成功には不

屈不撓の努力が伴ふものである。換言すれば強制手段によらねばならぬ、蓋の周囲を叩いて獲物を狩り出すのでなく、獨裁制を採用しなければならぬ。」

○遼支經濟提携

偽務委員會側消息として七月二十三日南京各紙の報道に據ると、遼羅觀察團は到着以來同國朝野と種々意見を交換し良好なる結果を収めたが、之より先團長凌冰は團員余銘等を帶同し、經濟部長、外交部次長、商業廳長等を歴訪し、遼支經濟提携方に關する具體的意見として(一)過去に於ける遼支貿易は南支に偏して居たが今後は揚子江流域貿易を發展せしめむが爲、遼羅政府に於て現に香港に駐派せしめ居る商務專員の職權を擴大し、之が助長に從事せしむること望ましく(二)中支に重點を置く遼支合作の航運を開拓すること(三)支那の出資若くは遼支合辦による大規模なる銀行を遼羅に設置し、兩國貿易の發展を助けしむることの三項を開陳したところ、經濟部長は之に賛成し、第一項は外交部をして辦理せしむべく第二第三項に付ては可能の範圍に於て之が實現方に努力すべしと聲明した趣である。

○遼國革命四週年記念行事

去る六月二十四日は遼國革命四週年記念に當り又同月二十七日は臨時憲法發布記念日に當り盤谷では例年の通六月二十三日夜には「ピープルズ・クラブ」Peoples Club の晩餐舞踏會を行ひ各閥僚人民代表議員其他多數の要人主席「クーデーター」四週年を記念し、二十七日王宮前廣場に於て軍旗授與式並觀兵式を行、更に同夜國務總理「ピヤバホン」は外交團、領事團、遼羅政府内の外國人官吏並各閥僚其他高官を「ミサカワン、ガーデン」の晩餐會に招待した。

右儀の外國防參議、内務參議及外務參議は夫々「ビヤダイ」放送局より例年の通全國に向つて記念放送を行ひ立憲精神を強調し且夫々の省務に關する過去一ヶ年間の治績を報告したが、右國防、内務及外務各參議の放送は暹國一般政策の大體方針を知る上に参考となるものと思考せらるゝ故左に其大意を譯述する。

六月二十七日夜ビヤタイ放送局より放送せる外務參議

ルアン、プラディット記念演説要旨

先づ四年前の今日即佛曆二四七五年六月二十七日を回顧して見よう當時我々一同は不安の念に閉されクーデーターの結果に付き非常に憂慮したのである。我々はラヂオ放送によつて、皇帝が臨時憲法を嘉納し、それに署名なされたことを知るに及んで始めて安堵したのである。皇帝は、主權は人民に在ることを承諾せられた。實に我が憲法は人道に従ひ皇帝を首とするタイ民族を絶対に尊重するもので、爾來我々は此の憲法の保證の下に進歩發展し來り、茲に歴史的事件の第四周年を迎へるに至つたのである。

一昨年及昨年、予は諸君に立憲制度の下に於ける予の主管に屬する治績を報告したのである。其後の進歩發展に付ては、去る二十五日夜内務參議ルアンタムロング既に報告あり、其他の省に付ては今後適當なる機會に夫々主務參議より報告ある旨である。

立憲政府は國務の遂行に當つては常に細心の注意を拂ひ、漸進確實を其の方針として居るのである。立憲政體は奇を追ふ政體に非ずして確實及眞劍性を尊ぶ政體である。我々の行ひ来れることは或は緩漫たるもの知れざるも、總べて細心

熟慮の上初めて實行したことなのである。我々の發展の歩みは多少遅くとも、確固たるべきであり、且其の歩を進むる前に良き方向を選定すべきである。又一方吾人の進む道は堅固に且清潔にして置き、後進國民の爲を圖るべきである。暹羅國は一般暹羅國民の所有する所にして、單に一政府のものにあらず、一政府が退きたる後に於ても、憲法に遵ひ次の政權を握る後進者をして平坦且清潔なる道を進ましむることを得るよう心掛べきである。

立憲制度の下に、今や暹羅は國內の人民のみならず廣く各國より信賴を得てゐる。諸外國は立憲制度は人類に平和を齎す制度なることを理解するが故にこそ我國を信賴するのである。信賴は金錢に換へ難き貴重なものにして、且又我國獨立の維持に重大なるものである。諸君が世界地圖を一瞥せば、我國が如何に小國なるかを知るであらう。故に我々はこの世界に孤立することは出來ない。是非諸外國と密接なる貿易を行ふ必要ある我々は、米作をなし、謹謨を產出し牧畜を行ひ、之等の收穫の國內消費の餘剩は他國に輸出せねばならぬ。

我國は農產物、礦產物、水產物、林產物等の天然資源豊富なりと云はれて居るも、之等の大部分は自然の儘に放置され居る有様である。これは主として専門家及資金の貯蓄、又は増税によつて或は解決され得べきも、前者は長年月を要し後者は國民の負擔を過大ならしむる故に共に適當なる解決策には非ず、外國國民の信用は本問題の解決上にも一部分其役割を演すべく、若し外國の信用を失はば我國に投資するものなきこと明かである。我々は是非共國內資源開發の爲外國資本を誘致する必要がある。我國が國際的信賴を受けてゐるとの予の言は、最近倫敦にて利率六・八セントの外債を四・八セントに借換たる事實によつても裏書きされるであらう。之によつて多額の外債利子を節約することを得、且將來有益なる資金を外國より移入して資源の開發を圖る素地を作つたのである。

近き將來に於て、我國をして他國と平等の權利を享させしむる爲に、諸外國と條約改正を行ふことになるのであるが

其際にも立憲制度によつて樹立した我國の國際信義に立脚して交渉を進むこととなるであらう。國民の幸福と富貴は立憲制度の安固によつて求められるのである。立憲制度は夢を追ふものに非ずして、現實の幸福を齎すものである。我々は多大の注意を以て、我國民一般が現實的幸福を享有し得るやう憲法の運用を圖らねばならぬ。

六月二十四日夜ビヤタイ放送局より放送せる國防參議

ルアンビン大佐記念演説要旨

四年前クーデータを斷行した革命黨の目的は我國のより急速な進歩と人民の貧困を救濟するにあつた。然し乍ら我々は決してチャクリー王室の方々の暹羅國の爲に盡せる數へ切れぬ程多數の貴重なる御治績を忘却したのではない。然し當時の環境に於ては恰も元首を尊敬せざるかの如き方法にて予の義務を遂行するを餘儀なくせられたのであつたが今や時の経過は當時の行爲を忘却せしめた。爾來我々革命黨は革命の六大原則を恪守し來つた。予としても、治安の維持並に國運發展助長に全力を盡し來つたのである。チャクリー王朝が我國に貴重な貢獻をなされ、今や王室は一般より深厚なる尊敬を得てゐることは諸君も予と同感であらうと思ふ。四年の歲月により我々は一般に立憲制度を理解し之を敬愛するに至つた。憲法を尊敬する者は顧くその行を慎み、國內にありても將又外に在りても面倒なる事柄を惹起せざる様注意すべきである。現在我々は出版、言論、集會の自由を享有してゐるが、併し乍ら我國が民主主義國たらば我々も眞實の民主主義者たるべきである。既に乗りかけた船である、あく迄も事業を完成すべきである。政府の施政及方針に付國民をして自由にその意見を發表せしむる爲、現行の新聞紙法は之を廢止すべきであると予は思考する。新聞紙をして眞の自由を享有せしむべき機運は既に熟してゐる。政府も此點に付予と同意見であらうと思ふ。

今一つの民主主義のシムボルは政黨である。政黨は政府を刺戟指導して進歩發展の道を歩まさしむるもの故、立憲制度の下に於ては大に有益なり、との予の意見に諸君は必ず賛成するであらうと信する。

最後に今夕予の語りたることの中何等か國家の發展に裨益するものありとせば、そは總べて四年前の歴史的事件に於て予の指導者たりしビヤボン大佐及ビヤソンスラデット大佐に負ふものである云々。

六月二十九日夜ビヤタイ放送局より放送せる内務參議

ルアンダムロング記念演説要旨

昨年六月二十七日臨時憲法記念日に當り、前内務參議ルアンダムロングは過去一年間の内務關係治績を簡單に報告し、我々が如何に革命の六大原則特に第二原則即國內治安維持を遂行し來つたかを諸君に語つたが本年は予が右に付報告する任務を負ふたのである。

第一に國內の治安維持に付て報告せば、昨年以來犯罪數も著しく減少した。右は警察制度の擴張改善、他の行政官廳の協力、移民監督署の設置並に國民の協力等が重なる原因であらうと思はれる。刑務所及感化院も爾來大に改善された。昨年洪水の爲農作物に被害を蒙つた地方、及大火災に襲はれた地方の住民に對しては、直に救援金を廣く交付して之が救濟を爲した。

南邊地方に多數居住するイスラム人の爲、憲法のイスラム語譯を作成し、之等の者をして等しく我が憲法を理解せしむるに努力した。

地方自治制は漸次に各地に施行せられて居り、盤谷及トンブリーには近く市制が施行せらるゝ筈である。

公衆衛生各施設も大に擴張せられ、篤志家の寄附もあり、各地に施療院が設立せられた。昨年猖獗を極めたコレラに對しても、全力を盡してその撲滅を期し、今や殆ど完全に終熄したのである。(詳細なる説明數字を擧げて居るも略す)土木行政に付ては、土木工事は國家の發展に缺くべからざるものなる故急速なる進行を期してゐる。目下十八年計畫に經費一億五千三百萬銖を以て、全長一萬四千九百糺に亘る全國に及ぶ國道建設を計劃して居るのであるが、今や之を五ヶ年宛に分ちて完成せんとしてゐる。先づ最初の五ヶ年には、三千萬銖を要する見込であり、之に關する省令も既に發布せられ、内務省は全力を擧げて之が完成に努力中にある。予の前任者により着手せられた道路は、殆ど全部開通し若是近く完成の筈である。之等の道路は全長一千三十糺、建設費三百萬銖に及ぶ。

予の時代となりても既に三百三十一糺の道路が完成し八百九十三糺は建設中である。この費用は約百八十二萬四千六百銖に及ぶのである。又昨年中にチヤチューンサオ、ウタラディット、ウタイタニ、チユムセング及バンムルナツクに電力を供給し得るに至つた。之により官營發電所數は全部で十四ヶ所に及ぶ。尙二ヶ所の發電所が今年中には完成する筈である。

地方の水道計画も着々と遂行せられ、チエングマイにては既に測量を終了し、ナコンバトム水道は改善せられ、アユチャでは既に建設に着手せんとしつゝある。水道なき地方に於てもコレラ其他疫病の豫防等の爲飲料水の供給に付種々な施設を計劃實施中である。又盤谷水道も大に擴張せられた。

土木衛生局をしてその仕事を完全に遂行せしめる爲には、多數の技術家を必要とするを以て、チユラロンコーン大學の協力を求め同大學に於て當局技術家を養成せしむることゝし、その第一回養成終了者は既に土木衛生局に勤務中であり尙多數の者を同大學は養成中である。又今後同局の爲に専門技術家も招聘せらるゝであらう。

以上は單に重なる且興味あるものゝみを述べたのである。又當省の過去一ヶ年の事業は内務省のみの努力にてなされしものではなく、軍人文官一般國民及僧侶に負ふところ多大である。茲に厚く感謝すると共に、更に引續き將來の協力を希望する次第である。云々

○暹羅協會主催訪暹經濟使節團歸朝歡迎午餐會

當協會では七月二日午後零時半、貴族院議長官舎に於て、這般暹羅より歸朝せられたる訪暹經濟使節團一行を主賓とし左記方々をも招待して歡迎午餐會を開いた。席上近衛會長の懇篤なる挨拶あり、之に對し、安川團長の答辭あり、食後も別室に於て主客の懇談盡きず、二時半すぎ散會した。

當日招待者及出席者氏名左の通り。

團 長	安 川 雄 之	助 殿
副 團 長	淺 野 良 良	三 殿
員 員	元 良 信 太 郎 殿	
員 員	島 雄 治 殿	(缺)
員 員	田 久 雄 殿	(缺)
員 員	城 友 三 殿	(缺)
員 員	岩 戸 三 殿	(缺)
員 員	田 崎 廣 雄 殿	(缺)
員 員	喜 雄 殿	(缺)
顧 問	城 城 友 三 殿	(缺)
外 務 省		

日本經濟聯盟會 副理理事事務部
日本商工會議所 副理理事事務部
軍 軍 海 參 謂

軍務局長	陸軍少將	軍事課	陸軍中佐	第二部長	陸軍少將	軍務局長	陸軍少將
軍務局長	海軍中將	軍員	陸軍中佐	軍員	陸軍少佐	軍務局長	海軍大佐
第一課長	海軍大佐	令員	陸軍中佐	員員	陸軍少佐	第一課長	南洋班長
軍員	海軍少佐	海軍大佐	海軍少佐	陸軍中佐	陸軍少佐	軍員	軍員

依木 高井 保 豊 手 馬 菅 渡 有 磐
 田村 塚 上 科 田 奈 島 波 末 谷
 信 增 善 治 一 久 精 康
 太 太 忠 保 副 四 敬
 郎 郎 雄 武 雄 信 雄 三 介
 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿
 (缺) (缺) (缺) (缺) (缺) (缺)

次 元 遷 罗 公 使 官
通 情 報 文 化 事 業 部
亞 外 務 書 記 官
商 公 使 館 書 記 官
局 局 局 局
長 長 長 長
官 官 官 官

○ 拓 商 陸

軍 貿 工 次 拓 務

商 工 省 局 省

省 省

長 官 長 官

乘 寺 高 入 笠 宮 上 桑 松 岡 天 矢 堀
 杉 尾 山 江 原 崎 村 島 島 田 羽 田 田 内
 部 久 研 三 海 太 申 伸 鹿 主 兼 英 譲 保 治
 郎 進 平 平 一 計 二 一 夫 殿 殿 殿 殿
 郎 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿
 (缺) (缺) (缺) (缺) (缺) (缺) (缺)

出席者芳名
(又口八順)

海軍大佐

子爵
海軍大佐

九〇

小各川 大岡外保林 八飯石稻岩磯井
城務本田部山科田橋田邊上
德良靜長高善久藤
太一之猛省吉太嘉貞龍喜美保
郎幸夫生景一郎郎明郎男吉雄知雄
殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿

陸軍少佐爵

淺手福深藤松矢山安倉南南中鶴笠門岡
野島光尾山本田口川田部條川見原野
外隆愛長雄左重
九良治次太一之猛省吉太
三雄郎郎郎學助武助郎勇雄吾雄郎郎
殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿

陸軍大將 男爵

陸軍大將

海軍中佐

伯爵

陸軍少佐

上德川

主 人 副會長 侯爵

徳川副會長挨拶要旨

近衛會長が本日不得已の用務の爲出席出来ませんので、私が代つて御挨拶を申述べます。

本日は近く重任を帯びて遙羅に赴かせらるゝ石射新公使の送別と、先般芽出度く御歸朝になられました矢田部前公使の歓迎とを兼て、送迎午餐會を催しました處、石射公使には御出立間際の御繁忙中にも不拘す御來臨會員諸君も又御多

用中多數御出席被下ましたことは協會といたしまして深く感謝する次第であります。
 遥羅と日本とは政治通商文化等凡る角度から觀察しまして、どうしても最も親密なる關係にならなければならぬ宿命を有するものと私は常に信じて居るものであります。従来兩國民相互の諒解が左程に進展致さず稍々疎遠の憾みがありましたのが、四年前の政變以來兩國の關係は急速に密接親善の度を増して來ましたことは、誠に當然の趨勢とは申しながら同慶に堪えぬ次第であります。併し此程度の接近を以ては未だ満足は出來ません。もつともつと進んで兩國共に相互信賴の關係を樹立する様一層の努力をなすことが必要と存じます。我協會に於きましては、斯る見地から致しまして断へず微力を盡して居る次第であります。今回新進の石射君が、新に公使として御赴任せられますれば、必ずや此緊密なる關係を一層強化せられるることは、私の信じて疑はないところであります。又今日は御所勞のため御出席にて居りませんが、矢田部前公使は常夏の遙羅に永らく御在勤、其の間終始一貫、一身を忘れて日遙今日の親善關係の樹立に盡瘁せられたる其御努力、御功蹟に對しましては、我々は深甚の感謝を表するものであります。

茲に石射公使の御旅程 路平安を祈り、同時に同公使並に本日御缺席の矢田部前公使御兩君の御健康を祝するため、各々と共に盃を擧げんと存じます。

石射公使答辭要旨

本日は、此度遙羅へ赴任致します自分の爲に、斯く盛大な送別の宴を御催し頂きまして深く感謝致します。
 只今副會長が仰せられました様に、東洋に於ける日遙兩國の關係はもつと密接になるべき重要性を帶びてゐるものであります。所で自分は遙羅と云ふ國に對しては今日迄全く白紙であります。況や淺學菲才、果してこの重大使命を全ふ

し得るや否やを恐れるのであります。然し乍ら亦、一旦國家の重任を帯び彼の國へ赴きます以上、全力を傾注して其使命に大過なからしむべく努力致す覺悟であります。何卒暫くの間私の爲す事を見て居て頂き度いと思ひます。尙之に就きましては、今後何分共大方諸賢の御鞭撻御指導に浴せんことを希ふ次第であります。簡単乍ら、一言述べて御禮の御挨拶に代えます。

新任石射駐暹公使の経歴

石射公使は本年五十歳福島縣の出身で明治四十一年上海東亞同文書院商務科卒業と同時に一時滿鐵に入社せられたが後退社して文官高等試験並外交官及領事官試験に合格して外務省に入り領事官補を振出しに上海、廣東、天津、桑港等の總領事館に在勤して後書記官として在米大使館及在メキシコ公使館に在勤して其間「ワシントン」會議にも隨員として參列せられた又本省に於ては通商局第三課長の職に在つたが昭和二年再び大使館一等書記官として在英大使館に在勤し數回の國際會議にも隨員又は委員として出席せられた事があり四年九月總領事に任せられて吉林、上海等に在勤し本年夏一旦歸朝の上今回特命全權公使に陞任暹羅國駐劄を仰付られた。

○秩父宮殿下在暹國日暹協會名譽總裁を

御承諾遊ばざる

本協會總裁 秩父宮殿下に對し在暹國日暹協會長より在暹日本公使館を通じ同協會名譽總裁に奉戴いたしき趣豫て願出て居つたが、宮殿下には右御承諾被爲遊たる旨五月十三日付外務省より本會へ通知があつた。

○在暹日暹協會總裁アテツト殿下より本協會

より本協會總裁秩父宮殿下へ銀製貢入獻上

在暹日暹協會長ビヤスリチカンバンチヨン氏より先般歸朝の安川經濟使節團長を通じて秩父宮殿下に暹羅製銀製貢入箇獻上方在暹帝國公使館經由申出があつた趣で、此程右獻上品は目下弘前聯隊に御勤務中に在らせられる同宮殿下へ御届けの手續を了る御嘉納あらせられた。

○在暹日暹協會總裁アテツト殿下より本協會

總裁秩父宮殿下へ銀製貢入御寄贈

暹羅國日暹協會總裁アテツト殿下に於せられては、我が秩父宮殿下の暹羅國日暹協會に對する感動なる御支援に感謝の意を表せんが爲め、暹羅國々産「ニエロ」銀製貢入一箇を、駕日暹羅公使館を通じ御寄贈方御依頼あつたので、暹羅公使は、本協會にその傳達方を依頼し來り、矢田常務理事は近衛會長の命により七月十一日、秩父宮御殿へ伺候し、右御贈品を御届けした。

右に關する暹羅公使と矢田常務理事との往復文を左に掲載する。

The Siamese Legation,

Tokio

KK

June 29, 1936.

To The managing Director
of The Siam Society
Tokyo.

Dear Sir,

I beg to inform you that His Highness Prince Aditya Dibaya Abha, President of the Regency Council, has sent to me for further presentation to His Imperial Highness Prince Chichibu a niello silver cigarette case as token of his high appreciation for His Imperial Highness's gracious patronage of the Japan-Siam Society which has been recently inaugurated in Bangkok.

Accordingly, I beg to send to you herewith the said niello cigarette case, and would request you to be so good as to cause the same to be presented to His Imperial Highness in due course.

Yours faithfully,

(Signed) Mitrakarn Raksha

Siamese Minister.

The Siam Society

Tokio

To His Excellency Phra Mitrakarn Raksha,
Royal Siamese Minister, Tokyo.

Dear Sir :

I have the honour to acknowledge the receipt of your note dated June 29th whereby you inform me that His Highness Prince Aditya Dibaya Abha, President of the Regency Council, has sent to you for further presentation to His Imperial Highness Prince Chichibu a niello silver cigarette case as token of his high appreciation for His Imperial Highness's gracious patronage of the Japan-Siam Society in Bangkok ; accordingly you have sent to me the said cigarette case, requesting me to cause the same to be presented to the Prince in due course.

I have now the honour to inform you that I have brought the said Royal present, under the command of the President Prince Kono, to the Palace of Prince Chichibu in Tokyo, and handed it over to the Intendant Admiral Inuzuka together with a letter addressed to him, stating in full the content of your note whereupon he stated that the said message shall be transmitted right away to the Prince together with the present.

I shall not fail to communicate to you as soon as I am in receipt later of the acknowledgement from the Prince.

KK

Yours truly I remain

To whom I send my best regards and much love.

(Signed) C. Yada
Director of The Siam Society.

Dear Sir :—
I have the honour to inform you that Count Mayeda aide de camp to His Imperial Highness Prince Chichibu sent a letter with the date of July 13th addressed to Prince Konoe, the President of the Siam Society, stating to the following effect:-

"Having received from you a niello silver cigarette case which His Highness Prince Aditya Dibaya Abha, Patron of Japan-Siam Society of Bangkok, desired to present to His Imperial Highness Prince Chichibu I have presented it to the Prince whereupon he rejoiced to receive it and commanded me to give his best thanks to His Highness Aditya Abha. I request you therefore to act accordingly,"

I have the honour to be,

Sir,
Yours faithfully,
(Signed) C. Yada
Managing Director of The Siam Society

To His Excellency Phra Mitrakarn Raksha,

Royal Siamese Minister,
Tokio.

July 16th, 1936

○暹國攝政首座アテット殿下を本協會 名譽總裁に推戴交渉

前項秩父宮殿下が日暹協會名譽總裁御承諾に伴ひ本協會に於ても相互的に日暹協會總裁アテット殿下を本協會名譽總裁に奉戴方自然の順序なるが故過般理事會に於て本件附議滿場一致決議の結果早速外務省及在暹我公使館を經目下本件交渉中なるが同殿下の御快諾を得るは單に時日の問題である。

因みに本協會に於ては創立後暹羅皇族中の最高齋親で在つた「ナコンソワン」殿下を名譽總裁に奉戴中であつたが同殿下は四年前暹羅革命後爪哇に移住せらるると同時に名譽總裁御辭任方御申出に依り爾來暹羅側名譽總裁は缺員の儘今

日に至つたものである。

○ 達羅海軍油槽艦竣工

函館船渠會社に於て豫て建造中であつた達羅海軍油槽艦サムイは、先般竣工、去る八月三日同地に於て無事く達羅海軍代表に引渡された。爾後達羅海軍廻航員（全部達羅人）の手で八月十日函館出發、途次横濱、神戸、門司、上海、香港各地を経て九月十七日無事盤谷に着、官民の多大な歓迎を受けたとの事である。

達羅油槽艦「サムイ」要目

總 載 貨 量	一、四五七噸
長	一、八五〇噸
幅	一〇〇A-
深	二五〇呎
滿	三九呎
載	一六呎四吋
吃	一四呎一吋
水	一二節六二
速	
機	神戸製鋼所製（ヘッセルマン型ディーゼル）
械	二基

主機 軸馬力 一、八〇〇馬力

起工日 昭和十年七月廿七日

進水日 昭和十一年四月十八日

竣工日 昭和十一年八月三日

上

三井物産會社のサムイ乗組員慰勞園遊會

同艦の横濱碇泊中、三井物産會社は乗組員慰勞の爲め、八月十四日深川清澄公園に於て歓迎園遊會を催し、當協會よりも矢田常務、山口主事が出席した。

○ 横濱海軍練習艦進水式舉行

目下浦賀船渠會社で建造中の達羅海軍練習艦第一艦「ターチン」は、去る七月二十四日（金）進水式を行ふた。當日は長谷川海軍次官、島田軍令部次長、横須賀鎮守府長官代理初め多數の列席者あり、駐日達羅公使プラミトラカムラクサ氏の切綱により溝り無く了した。當協會よりは山口主事列席した。

尙同日同所に於て練習艦第二艦「メークロン」號の起工式も行はれた。

○ 横濱正金銀行盤谷出張所開設

最近の日暹貿易の躍進的發達に連れ盤谷に於ける本邦金融機關設置の必要は豫て各方面の唱導であつたが、機熟し今回横濱正金銀行が同地に出張所を設くることとなり、本年初めより其準備中であつたが、愈々七月三日より開店した。事務所は同市自貫のニューロード街に在り、附近には我が三井三菱支店を始め主なる外國商店銀行、船會社等も殆んど全部集まり居り最も交通便宜の處である。

日暹間には既に三井、大阪商船の直通航路の配船あり又代表的本邦金融業者の進出あり之で所謂膳立が整ふた次第である。出張所長は中村豊秋氏である。

所在地 No. 203 New Road & Suriyawongse Road, Bangkok, Siam.

○盤谷に日本人納骨堂出來上る

シヤム在留邦人は最近著しく其數を増し、本年初めの調査で既に五百人を超えた、之は日暹直通航路船の改善や、横濱正金銀行出張所の開店等とも相俟て、益々發展を辿るものと觀られて居る。それで在留邦人全體の親睦機關としては日本人會あり、在留商人等の利益増進に對しては實業協和會あり、其他青年會、日本人小學校、婦人會、等々もあるが邦人墓地の建設に付ては未だ其運びに至らず遺憾とされて居たが其第一着手として本年春、日本人納骨堂が出來上つた堂の位置は盤谷市内湄南大橋傍に在る著名の大寺「ワツトリヤツブ」寺の境内で和暹折中の永久的建物である。茲の處に又シヤムとは縁故深い名古屋日暹寺の好意に依つて同寺より釋尊御佛體壹體の寄贈を受け、先達て盛大なる入佛式を行ふたとの事である。

因に此の納骨堂の建設にはシヤム官憲より敷地選定其他に付多大の便宜を受けたと聽いて居る。

○日暹兩國間に國際電話の開通

科學日本の誇りとする國際電話は現在歐米諸國との間には既に行はれてゐるが今度は隣邦の親善國暹羅との間に意義深い日暹親善の國際電話が十月二日午後六時より開通し先づ六時十分中央電話局の一室で日本代表の田觀光局長とルアン・タヴィール暹羅國觀光局長官との間に歴史的な初の通話が交換されたことは兩國親善に一層の拍車をかける事となり誠に喜ばしき次第である。

○暹羅學生會館の開館

本協會報第一號に既報の如く、會長近衛公爵の寄贈による、目白暹羅學生會館は、漸く今夏竣工を見、諸設備整ひもうこれで何時でも友邦暹羅國留學生に溫な宿舎を供し得る事となつた。

所在は眺望佳き目白豪近衛公爵家舊邸内、總坪數二一坪五〇建坪數一〇九坪五九、該建築物は近衛公舊邸の一部在此處に移轉しその上に、前記目的に適ふ様改増築を加へたもので、一般のバラック式建築とは異なり、內容外觀共頗る雅致に富むものである。

同會館改造落成と共に、會員中より外山高一氏同館學生監督に就任、寄宿留學生の取締にあたる事となつた。因に同氏は、暹羅國留學生輔育の經驗者であり、斯る理解ある監督の許に安じて勉學し得る設備を主として近衛公の御厚意により、本協會の名に於いて與へ得るやうになつた事を慶びたい。

尙ほ本會館の設備費及經營費に就き三井合名會社より多大の支援を受けたることは茲に特筆感謝を表する所である。

義に暹羅國政府より派遣せられ鐵道建設並に輸送事務研究の爲め陸軍鐵道第二聯隊に配屬見學中の暹羅國陸軍大尉ラ
ング、チャラームサクヂ、ソングラム氏は今回勤務を終へ九月二十七日神戸出帆歸國の途に就かれた。

○暹羅國陸軍少尉チャリオンシルバ氏の歸國

同少尉は今より數年前日本に渡來陸軍士官學校豫科に入學日本語を研究順序を踏んで士官學校に入學本年三月優秀の成績を以て卒業見習士官と爲り彥根工兵第四聯隊に配屬せられ實地見學勤務中のところ此程本國政府より陸軍少尉に任命と同時に歸國を命ぜられ九月末出發歸還の途に就いた。同少尉は本邦滯留五年の久しきに亘り根本的に日本語を學習言語は勿論文章手翰の如き殆んど日本人と異なる所なき迄日本の教養を受くること深く我陸軍に於ても特に同氏に對しては親切に好意を寄せて居たもので同少尉の如き人物が歸還後漸次暹羅國陸軍部内に重要な地位を占むるに至ることは日遅親善上誠に喜ぶべきことである。

○船橋中學校に於ける日暹合同陸上運動會

目下我が國に滯在見學中のシャム海軍將校兵士一團は千葉縣船橋町五日市船橋中學校校内に宿舍を構へて居るが、去る十月十一日(日曜)に船橋中學校校友會と合同、同町外人慰安會の後援で聯合秋季陸上運動會を同校校庭に催した。會は午前八時半の日暹國旗掲揚式に始まり午前中は主として船橋中學校學生競技、地方高等小學校の對抗仕合等があつた

が秋晴れの日曜と外人合同運動會と云ふのと同町を擧げての來觀者であつた。

午後一時よりシャム將校、兵士入場式を行はれた。全員四十餘名シャム海軍の制服にて歩武整々と入場臨席のシャム公使の間を受けたが其動作の規則正しいには來觀者一同感嘆した。それから續いて日暹交互に各種の競技あり、就中シャム側の競技は我が國人には全然目新しいものばかりで來觀者孰れも大喜びであつた。午後四時競技終了日暹國旗降下式ありたる後、齋藤船橋町長、「ミツトラカム」シャム公使、千葉船橋中學校校主、八代海軍指導官、シャム將校總代諸氏の挨拶がありスポーツを通しての日暹親善を目的のあたり祝せ非常の成功裡に閉會した。同日來賓にはシャム公使を初め公使館員、船橋町町會議員、町官民有力者、在郷軍人團、青年團、婦人會、並にそれ等の家族連にて校庭滿員の盛況を呈した又海軍省の好意で海軍々樂隊も態々來加終日此運動會に興を添へて居つた。

此の意義ある運動會を記念するため主催者船橋中學校校友會と在留シャム海軍一同で優勝旗を作成寄贈した外にシャム公使よりも優勝銀杯壹箇を贈つた。其の他慰安會、有志、三菱重工業會社等よりも賞品其の他の寄贈品があつた。齋藤町長初め町の人々、八代指導官、船橋中學校職員一同は大車輪で幹旋して居られた。

因に前記シャム海軍一同は本月廿五日を以て船橋を引拂ひ神戸に移轉すると聞いた。

○盤谷「ネーション」紙主筆「クラーク」氏送別宴

盤谷「ネーション」紙主筆「クラーク」氏は本邦に於ける新聞事業視察の目的で約半年前より渡日滯在中であつたが視察を了へ来る十月二十日頃歸せらる事となりたるに付本協會は三井暹羅室と合同主催の下に同氏送別的小宴を十三日(火)午後六時より上野山下の翠松園に開催した、席上矢田常務理事より送別の辭を述べたるに對し「クラーク」氏

の答辭あり和氣藹々の裡に午後九時散會した。尙ほ當夜の出席者は左の拾名である。

主賓 「クラーク」氏
陪賓 「アラサラ」氏 笠原公使館書記官 石黒外交官補
主人側 宮原氏 杉山氏 水野氏
矢田常務理事 山口氏 達山主事

因に「ネーション」紙は盤谷隨一の有力なる選字日刊紙にして政府の半機關新聞である。

○協会理事会

六月九日(月)霞山會館に於て本會理事會開催左の議事に付報告又は協議を爲した。

- 一、新會員の氏名報告の件
- 二、寄附行為第十五條及第十六條變更に關する件
- 三、本協會總裁 秩父宮殿下在暹國日暹協會名譽總裁御承諾に關し報告の件
- 四、在暹羅國日暹協會總裁「アテクト」殿下を暹羅協會名譽總裁に奉戴方願出に關する件
- 五、目白暹羅學生會館に關する件
- 六、本年度經常費寄附金に關する件
- 七、維持會員の募集に關する件
- 八、理事辭任に關する件

一、新理事推薦に關する件
二、山口主事暹羅國學生監督官に依頼せられたる件

○會員入會者退會者

其後本協會新入會員左の通り。

(維持會員) 中山太一君 (大阪) 中山太陽堂主
中村勇君 (横濱) 暹羅名譽領事館通譯秘書
青木周三君 (横濱) 横濱市長

左記兩君は此度都合により退會せられた。

原田龜太郎君 (大阪) 七月二十三日付
子爵高辻宣麿君 (東京) 八月十一日付

○暹羅研究資料の備付

今回左記書類を本會圖書室に備付けた。右の内 "Siam 2nd Rural Economic Survey (194-35)" は暹羅の農村現

況を詳説したる好個の参考資料である。

- I. Annual Statement of the Foreign Trade & Navigation of the Kingdom of Siam 1934-35.
- I. The Customs Tariff Act.

I. Tariff Notifications & Explanatory Notes to the Customs Import Tariff.

I. 37th Annual Report of the Royal State Railways.

I. Text of Civil Code of Siam (Siamese Version)

I. Technical & Scientific Supplement to the Record "The Teak Industry of Siam"

I. Siamese in Siam.

I. Siam 2nd Rural Economic Survey. (1934-35)

○新任石射駐公使の着盤

去る九月十四日午前九時半東京驛發列車で赴任の途に就かれた石射公使は十月六日盤谷に着任せられた。

○會 員 動 靜

前駐連公使矢田部保吉氏は神經痛治療の爲め先般來山口縣俵山溫泉に湯治中であつたが輕快に向はれて此程歸京せられた。

本會理事加藤恭平氏は今回設立せらるゝ臺灣拓殖株式會社の總裁に就任せらるゝとの事であるが同氏は其設立副委員長として九月末渡臺の途に就かれた。

八田嘉明氏 近く南洋方面へ旅行歸途には暹羅をも訪問せらるゝ由。

井上雅二氏 目下バタヴィアに在り、暹羅へも立寄らるゝ筈。

笠原太郎氏 在暹羅公使館書記官として十一月中旬頃東京發赴任せらるゝ豫定。

○會 員 訃 報

本協會名譽會員 秩父宮別當海軍中將大塚太郎氏は豫て宿病加療中のところ七月十七日逝去された。二十日青山斎場にて告別式舉行、當協會より矢田當務並びに山口主事會葬した。

○書 箇 其 他 の 寄 贈

左の通り夫々寄贈を受けた御好意を深謝する。

在暹羅日本公使館、The Directory for Bangkok & Siam 1936-37 (B. E. 2979)

東亞同文會 對支回顧錄 上下二卷

東京鐵工機會 同業組合共同型錄

東京市役所 "Tokyo"

立野斗南君 南方經繪。

滿洲國々務院 總務廳情報處 屢從訪月恭紀

本田嘉一君 山田長政自署武者繪額一面

○暹 羅 關 係 人 事

總領事正五位勳三等

石 射 猪 太 郎

昭和十一年七月十八日官報
任特命全權公使

敍高等官二等

特命全權公使 石 射 猪 太 郎

暹羅國駐劄被仰付

八月一日官報

暹羅國在勤帝國公使館附武官

補選羅國在勤帝國公使館附武官

陸軍砲兵少佐 田守屋精兩

免此ノ日本本職

陸軍砲兵中佐 田村浩

暹羅國へ出張を命ず

員 信 聞

鐵道技師多賀祐重

財團法人暹羅協會總裁及役員

(昭和十一年十月現在)

總裁 秩父宮雍仁親王殿下

(イロハ順)

文學博士 川田順次郎

副會長

侯爵近衛文麿

高楠順次郎

名譽會長

侯爵德川賴貞

鶴見左吉

理事長

駐日暹羅公使

南條吉雄

常務理事

王子爵

桑島田主義雄

同理同事

爵三島通陽

高橋忠正

同理同事

矢田長之助

芳德雄

同理同事

伊藤次郎左衛門

赤間信義

同理同事

伯爵溝口直亮

井忠正

同理同事

大倉喜七郎

多一郎

同理同事

加藤恭平

門野重九郎

日本——盤谷航路定期出帆表（昭和十一年下半期）

(昭和十一年下半期)

日本——盤谷航路定期出帆表
(昭和十一年下半期)

醫學博士 北島 安住伊三郎
重光 多一
關屋貞三郎
島蘭順次郎

〔非賣品〕

昭和十一年十月二十五日 印刷納本
昭和十一年十一月二十八日 発行

昭和十一年十月二十八日 発

東京市彌生町三番地
財團法人 署

電話銀座二六五六番
振替口陸東京一四八三番

發行兼
監

卷之二

印 刷 人 河 田 保 治

東京市淀橋區戸塚町一丁目二二〇番地

日月
工日月
工

〔非賣品〕
昭和十一年十月二十五日 印刷納本
昭和十一年十月二十八日 發行
東京市麹町區三年町一番地
財團法人 選羅協會
電話銀座二六五六番 振替口座東京一四八三二番
發行人 遠山峻
編輯人 河田保治
東京市淀橋區戸塚町一丁目二二〇番地
印 刷 所 明立印刷株式會社

